

平成21年第1回定例会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成21年3月6日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名		20番、瀬戸口 和幸 21番 市山 繁
日程第2	会期の決定		21日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	施政方針の説明		市長 説明
日程第5	報告第1号	壱岐市人権教育・啓発基本計画の策定について	総務部長 説明
日程第6	議案第7号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務部長 説明
日程第7	議案第8号	長崎縣市町村公平委員会の共同設置について	総務部長 説明
日程第8	議案第9号	壱岐市行政組織条例の全部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第10号	壱岐市支所及び出張所設置条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第11号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第11	議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第12	議案第13号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第13	議案第14号	壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第14	議案第15号	壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第15	議案第16号	芦辺町定住促進に関する条例の廃止について	総務部長 説明
日程第16	議案第17号	壱岐市自動車駐車場条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第17	議案第18号	壱岐市特定地区公園条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第18	議案第20号	壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例の廃止について	市民部長 説明

日程第19	議案第21号	壱岐子どもセンター条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第20	議案第22号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第21	議案第23号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第22	議案第24号	壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第23	議案第25号	壱岐市手数料条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第24	議案第26号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第25	議案第27号	壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正について	産業経済部長 説明
日程第26	議案第28号	壱岐市出合いの村条例の一部改正について	産業経済部長 説明
日程第27	議案第29号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業経済部長 説明
日程第28	議案第30号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第29	議案第31号	壱岐市文化財展示館条例の廃止について	教育次長 説明
日程第30	議案第32号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	病院管理部長 説明
日程第31	議案第33号	財産の無償譲渡について	産業経済部長 説明
日程第32	議案第34号	財産の無償譲渡について	産業経済部長 説明
日程第33	議案第35号	財産の無償譲渡について	産業経済部長 説明
日程第34	議案第36号	財産の無償譲渡について	産業経済部長 説明
日程第35	議案第37号	財産の無償譲渡について	産業経済部長 説明
日程第36	議案第38号	財産の無償譲渡について	産業経済部長 説明
日程第37	議案第39号	財産の無償譲渡について	産業経済部長 説明
日程第38	議案第40号	壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定について	総務部長 説明
日程第39	議案第41号	壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定について	総務部長 説明
日程第40	議案第42号	壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定について	産業経済部長 説明

日程第41	議案第43号	壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定について	産業経済部長	説明
日程第42	議案第44号	マリンパル壱岐の指定管理者の指定について	産業経済部長	説明
日程第43	議案第45号	筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定について	産業経済部長	説明
日程第44	議案第46号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	建設部長	説明
日程第45	議案第47号	平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	財政課長	説明
日程第46	議案第48号	平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長	説明
日程第47	議案第49号	平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長	説明
日程第48	議案第50号	平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長	説明
日程第49	議案第51号	平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	建設部長	説明
日程第50	議案第52号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）	建設部長	説明
日程第51	議案第53号	平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）	市民部長	説明
日程第52	議案第54号	平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）	病院管理部長	説明
日程第53	議案第55号	平成21年度壱岐市一般会計予算	財政課長	説明
日程第54	議案第56号	平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第55	議案第57号	平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第56	議案第58号	平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第57	議案第59号	平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第58	議案第60号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第59	議案第61号	平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第60	議案第62号	平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民部長	説明
日程第61	議案第63号	平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長	説明
日程第62	議案第64号	平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業経済部長	説明

日程第63	議案第65号	平成21年度壱岐市病院事業会計予算	病院管理部長 説明
日程第64	議案第66号	平成21年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明
日程第65	陳情第1号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書 に関する陳情	写し配布、説明省略

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (25名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
20番 瀬戸口和幸君	21番 市山 繁君
22番 近藤 団一君	23番 牧永 護君
24番 赤木 英機君	25番 倉元 強弘君
26番 深見 忠生君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	小山田省三君
市民部長	米本 実君	保健環境部長	山内 達君
産業経済部長	山口 壽美君	建設部長	中原 康壽君
病院事業管理監	市山 勝彦君		
病院管理部長兼病院事務長			山内 義夫君
教育次長	白石 廣信君	財政課長	牧山 清明君
会計管理者兼会計課長			目良 強君

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。ただいまから平成21年第1回壱岐市議会定例会を開会します。

これから議事日程表（第1号）により、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により20番、瀬戸口和幸議員及び21番、市山繁議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る2月26日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

○議会運営委員長（牧永 護君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成21年第1回壱岐市議会定例会の議事運営について協議のため、去る2月26日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告します。

会期日程案につきましては各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月26日までの21日間と申し合わせをいたしました。

本定例議会に提案されます案件は、条例制定1件、条例改正19件、条例の廃止3件、平成

20年度補正予算8件、平成21年度予算12件、その他17件の合計60件となっております。また、陳情1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の施政方針説明を受け、その後、本日送付された議案の上程説明を行います。

3月7日から10日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、3月9日正午までに提出をお願いします。

3月11日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は、明確な答弁を求める意味からもできる限り事前通告されるようお願いいたします。

なお、議案第7号から10号までの4議案については、委員会付託を省略し全員審査をお願いします。

また、上程議案のうち、平成20年度一般会計補正予算並びに平成21年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

3月12日、13日の2日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分といたします。なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明確に記載されますようあえてお願いいたします。

3月16日、19日及び23日、24日の4日間を委員会開催日としております。

3月26日、本会議を開催し委員長報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に人事案件3件が追加議案として提出される予定ですが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第1回定例会の会期日程案でございます。円滑な御運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月26日までの21日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月26日までの21日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（深見 忠生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成21年第1回壱岐市議会定例会に提出され受理した案件は60件、陳情1件であります。

なお、本日提出予定でありました議案第19号については、本日取り下げの申請があり許可をしておりますので、御報告いたします。

次に、監査委員より例月出納検査及び定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。まず1月14日及び15日に長崎県市議会議長会の行政調査が愛知県犬山市並びに三重県伊賀市において行われ、主として議会運営のほか犬山市議会では今ある歴史的資産を守るため都市計画道路の見直しや建物づくりなどに関するルールの導入をしている「歴史のまちのみちづくり事業」について、また、伊賀市議会では全国の市で初めて制定された「議会基本条例」などについて調査が行われました。

次に、1月20日、五島市において「長崎県離島3市長議長会」が初めて開催され、観光の連携や航路対策、漂着ごみ問題などについて協議がなされました。なお、対馬・五島両市議会で可決された「防人の島（国境離島）新法の制定を求める意見書」についても3市が連携を図るべく確認をしたところであります。

次に、2月19日、長崎市において「長崎県離島振興市町村議会議長会第28回定期総会」が開催され出席をいたしました。平成21年度事業計画、同じく歳入歳出予算の審議がなされ、それぞれ可決決定されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、本定例会において議案説明のため、白川市長初め教育委員会委員長等に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 施政方針の説明

○議長（深見 忠生君） 日程第4、施政方針の説明を行います。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成21年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

開会にあたり、市政運営についての所信を申し述べますとともに、平成21年度当初予算案等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年4月、第2代壱岐市長に就任いたしまして間もなく1年になろうといたしておりますが、これまで「市民病院改革」、「税金の無駄遣いストップ」、「ごみ・し尿処理計画の見直し」を3本柱とした、公約であるマニフェストの実現と山積する諸問題の解決に全力を傾注してまいりました。

まず、行財政改革につきましては、税金の無駄遣いを徹底してやめるため、就任後直ちに無駄遣いストップ本部を立ち上げ、市役所外部の委員の方々にも御協力をいただき、市民の目線に立って基本計画及び実施計画を策定し、強力で推進しております。

特に、重複した施設、赤字経営の施設など、市が所有する施設の整理統廃合は、市財政の健全化に大きく寄与するものであり、廃止や民営化又は指定管理者への移行などを進めております。

また、総人件費の圧縮につきましては、まず、みずからの給与や退職金の減額を実施し、特別職並びに議員の皆様にも御協力をいただいております。さらに昨年10月からは、一般職員の給与の5%減額も実施しているところであります。今後も、行財政改革に不退転の決意で取り組んでまいります。

次に、ごみ・し尿処理計画の見直しでございますが、第一の目標でありました一般廃棄物処理施設の焼却灰再資源化による溶融炉設置計画の見直しを、地元関係者の御理解をいただき実現することができました。今後さらに、環境循環型社会の実現に努めてまいります。

市民病院の改革につきましては、市民の生命と生活を守る拠点病院と位置づけ、まず医師確保に努めてまいりました。現在、市民病院改革プランについて、内部で協議を進めているところでございますが、今後外部の意見も取り入れた形で策定を進めてまいります。

景気の動向と経済対策、でございますが、昨年10月、米国に端を発した世界的な金融危機の拡大により、我が国はもとより世界規模で景気は急速に悪化しており、これに伴い大型企業の倒産や製造業等における生産調整、事業縮小などが続き、全国各地で非正規労働者の雇い止めや新規学卒者の内定取消しが発生するなど、大変厳しい状況が生じています。

壱岐市におきましても、すでに影響が出始めており、人口の減少、高齢化の進行また基幹産業である第一次産業の低迷と商店街の空洞化など依然として厳しい経済状況の中、さらに厳しさを増す状況となっております。

こうした中、先般成立した国の補正予算においては、現在の危機的状況に適切に対応するため、地域活性化に取り組む地方公共団体を支援する「地域活性化・生活対策臨時交付金」等の新たな交付金や、雇用・子育て等を支援するさまざまな基金など、これまでにない対策が盛り込まれて

おります。

私としては、この景気悪化によるピンチを逆にチャンスと考え、国及び県の施策を最大限に活用し、地域の活性化につながるインフラ整備や実情に即した雇用対策、生産者や消費者などの支援につながる施策に、全力で取り組んでまいります。

次に、**市税等の収入状況**、でございますが、市税等の収入状況につきましては、第一次産業の不振や世界的な経済不況の中、厳しい状況となっております。

1月末現在の収納率を前年同期と比較しますと、現年度分市税等で約0.2ポイント下回っております。内訳は、市民税が0.2ポイントの増、固定資産税が0.5ポイントの減、他の税目については、ほぼ前年並みとなっております。

また、国民健康保険税については、対前年比3.7ポイントの減となっております。これは、前納報奨金の交付率を下げたことで前納が少なかったことが原因かと思われませんが、ここ数カ月、5ないし8ポイント程度の減であったものが徐々にその差が縮まっておりますので、最終的には前年度を下回らないよう徴収に努めてまいります。

滞納繰越分につきましては、市税等で1.1ポイントの増、国民健康保険税で0.4ポイントの減となっており、全体では、率にして0.3ポイント、徴収額にして480万円程度の増となっております。これは、差し押さえを中心とした滞納処分の成果が出ているものと考えております。

今後の対策といたしましては、出納閉鎖までの期間、納税推進員の協力を得ながら、管理職員にも対応にあたらせ、滞納処分を中心になお一層徴収率の向上に努めてまいります。

次に、**効率的な行財政の充実**、でございますが、このような情勢の中、経済対策を進める一方、徹底した行財政改革を進め、スピード感ある市政の遂行と市財政の健全化に努めてまいります。

機構改革について、でございますけれども、私は、住民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定などを進め、最少の職員数で効率的な行政運営ができる組織を目指し、本年4月1日からこれまでの部制を廃止するとともに、課の統廃合を実施したいと考えております。本議会に関係条例の改正について提案いたしておりますので、御承認賜りますようお願いいたします。

なお、平成20年第4回定例議会で提案いたしました、壱岐島の貴重な歴史遺産や豊かな自然などの地域資源を活かした観光産業・商工業・物産流通等の推進を機動的・効率的に実施するための「壱岐島振興推進本部」を設置し、壱岐島発展の基軸としてまいります。

指定管理者の指定見直しについて、でございますが、指定管理者の指定につきましては、平成18年7月1日に10施設の指定を行ってから、現在では14施設で指定管理者の導入を行っております。

また、これに続く、導入の推進を図ってまいりましたが、過疎地域の社会環境もありまして、広がりを見いだせなかったことは、遺憾に思うところであり、今後も、導入推進に努力をいたす

所存であります。

現在指定をいたしております14施設のうち9の施設が20年度末をもちまして、指定期間満了となりますので、6施設につきましては再指定を行うことといたしました。安国寺展示館につきましては22年春に開館予定の一支国博物館へ遺跡等の資料を統合する予定であります。壱岐市海釣り筏施設につきましては、壱岐出合いの村関連施設として一帯管理を行うことといたします。サンドーム壱岐につきましては、現時点では3月末をもって休館もやむなき状況にあると認識しております。したがって、これら3施設につきましては、新たな指定は行わないことといたしました。

施設の廃止又は再指定を行う施設につきましては所要の議案を提出いたしております。

次に**駐車場管理の見直し**について、でございます。市営駐車場の管理につきましては、郷ノ浦町内の駐車場区画で車両種別単価を設けておりましたが、同一区画に車両種別単価を設けることは適当でないと判断し、利用料の見直しを行い、郷ノ浦町内の市営駐車場使用料を普通車で4,500円、軽自動車で4,000円で行いましたけれども、4,000円に統一することといたしました。なお、石田町内の使用料2,100円につきましては現行の単価に据え置きとさせていただきます。また、市営駐車場としての利用度の低い、大里駐車場及び亀川平田駐車場については、用途を廃止いたします。大里駐車場用地については、借り上げ用地であり、契約が21年度末までとなっておりますので、契約期間中は一時利用地として使用し、契約満了をもって新たな更新は行わないことといたしております。亀川平田駐車場については、隣接する壱岐文化ホール施設用地として活用いたします。

次に**遊休財産の処分**について、でございます。遊休財産の処分については、台帳の整備と平行して行うこととし、現在、鯨伏及び瀬戸地区の遊休地の売却手続きを進めております。また、各種事業用の取得用地は、不要部分の処分として、関係所管と連携し、できるだけ地権者に払い下げを行い、遊休財産として残らないよう努めております。

補助事業により建設し、耐用年数を経過した集落センター及び野菜直販施設につきましては、補助金の適正化に関する法律の適用を受けなくなりましたので、施設の有効活用を図るため、集落へ無償譲渡することとし、所要の議案を提出いたしております。

今後とも遊休地処分については、各界からの御意見を伺いながらいろいろな角度から検討をしまして推進してまいります。

それでは、新年度の主な取り組みのうち、現在の厳しい経済状況に対応した緊急の対策と市勢浮揚を図る観点からの取り組みについて、壱岐市総合計画の6つの基本指針に沿って所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. **産業振興で活力あふれるまちづくり**、でございます。交流人口・定住人口の拡大を図るた

めの、まず、(1) 観光振興について、でございます。

長引く経済低迷は、長崎県の基幹産業である観光事業にも大きく影を落とし、昨年20年の宿泊動向を例に見ても、暫定値ではありますが、長崎県全体では上期には対前年比がプラス1.5%であったものが下期にはマイナス7.5%と減少傾向になっております。年間ではマイナス3.1%でございます。外国人観光客においてはマイナス13.8%になるなど、急激な観光客の減少が生じております。

そのような中、増加傾向を維持できているのは、島原半島、対馬地区、五島地区の3地区のみであります。

壱岐地域においても第1・四半期に増加はいたしましたものの第2、第3・四半期はともにマイナスとなりました。減少の原因といたしましては、厳しい経済状況に加え、燃油高騰による交通費の値上げ、観光素材のマンネリ化や情報発信能力の低下などが考えられます。

長崎県観光推進本部、観光連盟は観光緊急対策会議を招集し、その対策に早急に取り組むこととされておりますので、壱岐市としましても観光協会などと連携し対策を進めることといたします。

今、一時的に買い控えをしている国内市場もやがては動き出すと考えられますので、いわゆる「内需」のニーズに、徹底して対応することが必要であります。そのため、お客様の滞在中に一つでも多くの施設やサービスを提供し、いかに楽しんで満足してもらえるかということをテーマに島の魅力づくりをしていくことが大事であろうかと存じます。観光協会を初め観光関係の皆様の一層の御努力を期待するものであります。

壱岐が今のような不況の中で、いかに生き残るかということについて、「ピンチの中でチャンスをつかむ」には、壱岐の豊かな自然や歴史、伝統文化、グルメ等の素材に、さらに磨きをかけ、よそと違う壱岐独自の光を発信していく工夫が必要であります。

そのためには、来春からオープンいたします一支国博物館・長崎県立埋蔵文化財センター・原の辻遺跡史跡公園を核とした壱岐市のまちづくりプロジェクトと情報を共有し、連携して既存観光施設の内容充実に取り組んでまいります。

観光客の増加を図り、交流人口の拡大がもたらす効果を、市民の皆さんも深く関心をもっていただき、市民参加の「観光サポーター制度」にも新年度より取り組んでまいります。

次に、20年度において受け入れ地として指定を受けた「子ども農山漁村交流プロジェクト事業」につきましては、全国約120万人の小学5、6年生が対象の中心となることから、受け入れ地として他地域の受け入れ地と熾烈な希望学校の争奪戦が予想されます。受け入れ実施主体となる「壱岐体験型観光受入協議会」「壱岐地区子ども島山漁村交流プロジェクト推進協議会」の活動に期待をし、できるだけの支援をしてまいります。

市内各地の観光・交流施設につきましては、限られた予算の効果的・効率的な執行により、常に安全・安心の基本理念で機能整備・維持管理に努めてまいります。

次に（２）「原の辻遺跡」関連整備事業について、でございます。原の辻遺跡の保存整備事業、並びに、県と一体となって整備を進めております「県立埋蔵文化財センター・市立一支国博物館」の建築工事は、これまで順調に推移しております。

原の辻遺跡につきましては、本年度で復元建物１７棟の建設が終了し、いよいよ弥生原の風景が現れてまいりました。来年度も引き続き整備を行います。芝の生育状況を見ながら部分的に公開し、壱岐の新たな魅力のひとつとしてPRしてまいりたいと考えております。

また、博物館につきましては、来年の春オープンを目指しておりますが、先の定例議会で議決をいただいた指定管理者とも一体となって、今後はさらにスピード感をもって、かつ、実効性のある開館準備に努めてまいります。

指定管理者からは、他の博物館で取り組んできた「博物館を観光の拠点にする」という運営方針をさらに一歩進め、「地域と創りあげる博物館」という方針を持って取り組みたいとの考えが示されております。２月には、指定管理者と市民団体・グループとの初めての意見交換会を開催いたしました。新年度の早い時期には、指定管理者が島内に事務所を設置し、市民の御意見も伺いながら、本格的な開館に向けた諸準備と、島内外への情報発信を行ってまいります。

次に（３）雇用対策について、でございます。平成２１年１月の有効求人倍率は長崎県０．４８、壱岐市０．３８であり、依然厳しいものがございます。

国の経済対策にかかる緊急雇用等対策により、ふるさと雇用再生特別交付金事業として２件８，６６５万円、緊急雇用創出事業交付金事業として２件４，０００万円を本年から平成２３年度までの事業として計画し、現在、国・県と協議をしているところであります。この２つの事業で生み出される新規雇用は１１１名を計画しております。本議会中に具体的に御提案できるかどうか分かりませんが、いずれにしても決定次第速やかに議会に御提案申し上げ、事業に着手したいと考えております。

さらに、市単独事業の雇用対策を実施するとともに、島外通勤についても模索してまいります。

また、先に企業誘致で壱岐に立地されました３つの会社にもさらなる雇用をお願いをしております。

産業の振興、でございますが、まず（１）**農業の振興**について、壱岐市の農業が持続的に発展していくために最も重要なことは、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる人づくりや組織づくりが重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すための各種施策を講じできたところでございます。

まず、**担い手対策**でございますが、担い手対策につきましては、次の世代の台頭や優秀な能力

を持った人材の育成・確保が不可欠となってまいります。このため、島内外幅広く人材を求め、新規就農者・農業後継者や女性農業者が担い手を目指すために必要とする支援等を関係機関で組織する壱岐地域担い手育成総合支援協議会で行っているところでございます。

特に、認定農業者には、これからの壱岐市の農業を支える担い手の核として、大きな期待を寄せているところであり、組織育成や研修等に支援を行っております。

平成17年3月に策定された、新たな食料・農業・基本計画において、担い手の明確化と支援の集中化・重点化の方向性が示され、同年10月には経営安定対策等大綱が策定され、大綱の重要施策の一つとして、平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することが決定いたしました。これは、これまでの農政のあり方を大きく転換する改革であり、地域農業の担い手の明確化という観点から、壱岐地域担い手育成総合支援協議会を主体として、講演会や集落説明会等を開催し、地域内の話し合いによる誘導をいたしたところでございます。

この結果、壱岐市から九州で第1号の特定農業団体の設立などもあり、今日まで33の特定農業団体、2つの特定農業法人が設立され、長崎県の約半数を占める組織を有するに至っております。この特定農業団体設立時には、市の単独費により法人化に向けた取り組み支援を行うとともに、経営の安定化を図ることを目的として、県水田農業ビジョン推進事業等を活用し、土地利用型作物以外の高収益作物の導入を推進しているところでございます。

次に、**米政策**、でございますが、農業施策の根幹をなす水田農業につきましては、平成16年度から米の生産目標数量を配分する制度改正が行われ、水田農業推進協議会において策定した「壱岐市水田農業ビジョン」に沿った米の作付計画・産地づくり交付金の配分決定等の事業を実施してまいりました。また平成19年度からは農業者・農業団体が制度の主体を担う「新たな米需給システム」に対応する取り組みを進め、JA壱岐市が需給調整を行うことになったところがあります。

ビジョンの主な内容としまして、米については消費者ニーズを満たし、需要・用途に応じた供給を進めること、米以外の作目については、飼料作物・大豆・葉たばこの作付拡大と品質向上及び野菜等の生産振興を図ること。さらに、経営の組織化、法人化の推進を中心とした地域農業の担い手の確保や産地づくり推進交付金の有効活用などでございます。

売れる米の生産につきましては、産地間競争の激化に伴い、安全・安心で高品質、良食味米の提供が求められることから、有機特別栽培における土づくりや低コスト・省力化の機械として、生産組合や農作業受託組織等への大型乗用田植機・コンバイン、さらには、水稻防除協議会の無人ヘリコプター導入や無人ヘリのオペレーター養成などに取り組んでまいりました。特に平成17年度において、島内3カ所のJAライスセンターに設置した色彩選別機は、高品質の米需要にこたえる大きな効果を発揮しております。また、種子選別機の導入により、種子圃場も確保さ

れ、種籾が安定的に供給できることから、種子更新による米の産地確立が図られているところがあります。

次に、**施設園芸**、でございますが、野菜、花卉、果樹等につきましては、複合部門の重要な作物であり、高生産性・高収益を望める作物でありますので、引き続き、ながさき食と農支援事業や園芸ビジョン21を活用し、施設整備や機械導入への各種支援を講じながら規模拡大と産地化形成を図ってまいりたいと考えております。

特にアスパラガスにつきましては、生産拡大が順調に進み、平成18年度にJA集荷場に設置したアスパラ自動選別切りそろえ機の稼働により、集出荷体制が確立し、単価・収量面でも県下のトップクラスとなり、産地化が図られております。また、21年度の施設整備といたしましては、全体で174アールを計画いたしております。内訳は、新規就農者が3名で70アール、規模拡大が4名で47アール、特定農業団体が1団体で57アールとなっております。中でも、この特定農業団体におかれましては、法人化と雇用創出を視野に取り組みを進められておりますので、他の団体や生産組合の牽引的な役割を担っていただく意味で、特段の期待を寄せているところでございます。

イチゴにつきましては、近年、炭疽病に悩まされておりましたが、高設栽培や高設育苗、雨よけ育苗施設等の整備により、安定生産が確立されている状況でございます。

花卉につきましては、施設物に加え露地栽培として小菊を中心に規模拡大が進み、小菊平張施設、電照施設、小菊調整選別機の導入等による開花調整や省力化により、安定生産と産地化の取り組みが進められております。

次に、**畜産振興**、についてでございます。肉用牛振興につきましては、「壱岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づき、優良系統牛保留の取り組みを継続して実施したことにより、優良血統の子牛生産が肥育農家から高い評価をいただいております。また、平成20年度の全国子牛市場の取引結果では、第9位にランクされるなど、子牛生産基地としての産地形成も確立しているところでございます。

肥育経営につきましては、壱岐生まれの壱岐育ちに限定した「壱岐牛ブランド」が人気を博しております。特に、第40回九州産肉牛枝肉共進会で最高位の金賞と銅賞に輝くなど、壱岐の肥育技術がハイレベルであることを実証したことになります。今後とも、地域内一貫経営の拡大を推進するとともに、育種価の検証とブランド化の確立に邁進したいと存じます。

次に、**畜産環境対策**、でございますが、畜産振興を図るうえで課題となる家畜ふん尿処理対策といたしまして、21年度事業で堆肥センターの建設を進めております。完成しますと、製品化された有機堆肥を耕地還元することで、耕畜連携の地力向上が図られることを期待いたしているところでございます。また、市で管理しております「死亡獣畜取扱場」の埋却余地が少なくなり

ましたので、国の補助事業を活用して、新たに死亡牛の処理施設を整備することといたしております。整備にあたりましては、環境面に配慮することが重要でありますので、従来の埋却方式から島外の化製場で処理する方式を採用するため、「へい死獣畜一時保管処理施設」として整備を進めてまいります。

次に、**農村整備事業**、でございますが、農業農村のもつ多面的機能を保持し、活力ある農村地域を維持発展させていくために、生産基盤・生活環境基盤の整備を推進するものであります。このため、土地改良施設維持管理適正化事業、ふるさと振興基盤整備事業、地方単独ふるさと農道緊急整備事業を実施することにいたしております。また、県営事業として、石田町の流川地区排水対策特別事業・郷ノ浦町、勝本町にまたがる刈田院地区の圃場整備事業が平成21年度の新規事業として着手されます。事業が完成すれば、なお一層の省力化や生産性の向上につながるものと確信しております。

平成19年度より推進しております農地・水・環境保全向上対策につきましては3年目を迎え、各活動地域に存在する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上が図られております。

また、平成12年度から継続して実施中の中山間地域等直接支払制度の交付金事業につきましては、耕作条件不利地における活動として、これまで地域の特性を活かしたさまざまな取り組みが実施されておりますが、21年度が後期対策の最終年度となります。

次に**(2) 水産業の振興**について、申し上げます。壱岐市の基幹産業である水産業の振興は極めて重要であります。しかしながら、これらを取り巻く環境は漁獲の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、漁業の後継者不足等依然として厳しい状況であります。また、一昨年後半から高騰しました燃油につきましては、ピーク時の昨年夏には重油の単価が1リットル当たり120円を越す事態となり、このため出漁控え等が発生をして水産業に甚大なる影響を及ぼしました。この影響を受け昨年12月末での前年との比較では市全体で漁獲高が約8億円、漁獲量で約1,600トンの減少、率で申しますとそれぞれ80%、68%であり、漁家及び漁協経営に大きな影響を与えております。ようやく一昨年の高騰前の水準にまで戻り漁業生産活動の促進が図られており、後半の追い込みに一縷の望みを期待するものであります。

このような状況の中、市としましても極めて厳しい財政状況の中ではありますが、種々の事業計画をいたしております。

漁家への助成事業としましては、漁業近代化の利子補給、漁獲共済・漁船損害保険への掛け金の一部助成、そして漁船近代化施設整備事業の3年間の事業延長、また、近年密漁による被害が大きく、このための取り締まり活動に対する助成等を計画しております。

離島漁業は経済的・地理的に厳しい環境下にあり、このための対策として平成17年度に創設

されました離島漁業再生支援交付金事業につきましては、その利活用が十分図られておりますが、平成21年度をもって終了することとなっております。市としましては適正な事業の実施に努めるとともに、国に対して引き続き事業の継続を強く要望してまいります。

近年の漁業就業者の減少及び高齢化の進行に伴い、新規就業者の育成対策が必要であります。この対策として21世紀漁業担い手確保推進事業により漁船取得のための支援をしており、県下で10隻の事業枠しかない漁船リース事業に積極的に取り組んでおります。この事業では長崎県下で第1号を壱岐市管内の漁協から輩出したのを初め、19年度まで5隻の実績を有し、20年度は4隻の取得予定であります。引き続き21年度も3隻の計画をいたしております。

今後も可能な限り事業を継続してまいり所存であります。

これまでは壱岐の西側沿岸を中心に水産動物の産卵、あるいは育成場所として重要な役割を果たす藻場の消失が見受けられる、いわゆる「磯焼け」がこのところ壱岐島の東側にも進行し、水産業に大きな被害を与えております。

このような状況の中、平成16年度から3カ年かけて磯焼け対策につながる調査を実施するとともに、藻場礁の設置を実施し、藻場の回復を図る対策を講じてまいりました。さらに平成21年度から水域環境保全創造事業により藻場礁を設置して水産資源の増殖を図る計画であります。

漁獲量が低迷する中、イルカの捕食による漁獲被害も問題であり、イルカの駆除対策が求められますが、前段としてイルカの資源量の把握が必要になります。20年度からこれまでの船からの調査を航空機による調査に変更して把握調査をいたしております。これまで16回の調査で11群を確認しており、平成21年度も引き続き調査を実施し、早く捕獲枠の確保につながるよう努めてまいります。

漁業生産は自然環境の影響を受けて変動が大きく、これまで多くの栽培漁業の取り組みにより資源状態が好転し始めている魚種がある一方で、依然として多くの魚種で厳しい資源状況があります。

このような状況の中、栽培漁業は水産動物の減耗が最も激しい卵から幼稚仔（ようちし）の時期を人間の管理下において飼育し、その後その種苗を天然の水域に放流した後に適切な管理を行い、水産動物資源の増殖と持続的な漁獲を図る必要があります。このため長年の懸案でありました「壱岐栽培センター」の本体部が完成をし、間もなく生産を開始いたします。この施設での生産計画は、アワビが60万個、アカウニが25万個、そしてカサゴが13万匹であり、これらの種苗の生産・放流によりまして、より沿岸域での漁業生産の向上につながり漁家経営の安定を期待するものであります。

次に（3）港湾・漁港関係施設整備について、申し上げます。

市営管理漁港整備につきましては、久喜漁港の整備が20年度で完了となり、継続事業の八幡浦漁港、諸津漁港及び湯ノ本漁港の整備に鋭意取り組み、漁船の安全な係留を初め漁業生産基盤の向上につながる施設の整備に取り組んでまいります。

また、平成17年3月20日に発生しました福岡県西方沖地震につきましては、壱岐市民がかつて経験したことがない震度5強の揺れを感じ、市内の港湾・漁港施設を初めさまざまな施設で地震の被害を被ったところであります。

今後このような地震が発生した際に島外からの救援物資等の輸送の確保を図る施設として、郷ノ浦港のマイナス7.5メートル岸壁に耐震構造を兼ね備えた施設の整備を計画し、平成20年度から23年度までの4年間で国の直轄事業により、耐震岸壁の整備をすることとなりました。

これにより、災害時におけるライフラインの確保が図れるものと確信いたしております。

以上のように、壱岐市の基幹産業である水産業の振興・発展のため多種多様な事業の取り組みをいたしており、今後とも引き続きこれらの整備に邁進してまいり所存であります。

次に**（4）商工業の振興について**、でございます。

昨年6月下旬に市内の空店舗調査を実施し、その後商工会と対策会議を重ねております。特に郷ノ浦中心部の空きビルについては、再利用できるか、再開発で新たな活用ができるのか、「まちなか活性化基本計画」策定調査を新年度に実施し、より専門的立場から指導を受けることといたします。

商店街の活性化として、ぜひ市民の皆様をお願いしたいのが、前回臨時議会で御提案し決定いただきました定額給付金活用事業、いわゆるプレミアム商品券について重ねてのお願いでございます。

全国の企業城下町といわれる市や町では地元基幹産業製品の地元購買、愛用運動がさまざまに実施されているということを聞き及びます。壱岐においてもこの機会に地場産品愛用、買い物は地元商店街で、地元商店でという合い言葉で地元商店に足を運ばれ、プレミアム商品券を活用され、消費拡大を喚起していただきますようお願い申し上げます。壱岐市といたしましては16日の週に各家庭に引換券を送付できるものと思っております。

次に、20年度に事業認定を受けた「ICT利活用モデル構築事業」については、21年度も継続の内示を受けておりますので、引き続き内容の充実と「壱岐の幸サポーター」会員の獲得に努めてまいります。

特産品開発・販路拡大についても観光・商工・物産関係の皆様と情報を共有し、連携してその推進に努めてまいります。

次に**2. 福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり**、でまず**（1）安心、ゆとりのある福祉社会の実現**、について申し上げます。障害者福祉につきましては、障害者自立支援法の趣旨に基

づき、障害者からの相談をよりの確にスピードをもって対応できるよう相談業務を集約すると共に、より地域に密着した相談支援体制を構築いたします。具体的には、壱岐障害者地域活動支援センターひまわりを障害者の相談支援業務の拠点とし、壱岐市社会福祉協議会の御理解を得て、各4事業所に地域における相談窓口を展開してまいります。さらには、今年度発足いたしました障害者地域自立支援協議会を十分活用し、相談者の方々のニーズや課題について、協議・検討を重ね「障害のある方々が普通に暮らせる地域づくり」を進めてまいります。

次に（2）**高齢者が元気なまちの実現**、でございます。高齢者福祉につきましては、認知症の人が在宅でも安心して暮らせるよう、地域ぐるみで認知症の本人と家族を支援する体制を構築すること、認知症高齢者が徘徊により所在不明となった場合に、関係機関・団体などが広域に連携して早期に認知症高齢者の安全確保を図ることを目的として、「はいかい高齢者SOSネットワーク」を立ち上げてまいります。

このような取り組みが徘徊高齢者に限らず、独居老人、障害者など、今後、幅広く地域でのかわりあいの再構築になればと考えております。

次に、市内路線バス乗車カード事業についてですが、平成17年度から実施いたしております75歳以上の方の市内路線バスの無料乗車につきましては、年々利用者も増加し、年間延べ10万人を超える利用実績となっております。

壱岐交通株式会社におかれましては、並々ならぬ経営努力をされておりますが、全国的にも路線バスの収支は、改善できぬまま推移しております。壱岐市としましても壱岐交通株式会社へ補助金という形で支援をいたしておりますが、これ以上の経営改善は厳しい状況となっており、壱岐交通株式会社からの申し出により双方協議いたしました結果、これまで無料としておりました乗車賃につきまして、平成21年度から、100円を超える分について無料とすることといたしました。

御利用いただいております皆様方には、100円の御負担をおかけすることになりますが、事情を御賢察いただきまして、御理解・御協力を賜りたいと存じます。

次に、敬老祝金についてであります。毎年9月1日現在で満80歳以上の方に敬老祝金として5,000円を支給しております。平成17年度までは、満77歳以上の方を対象といたしておりましたが、平成18年度から満80歳以上の方を対象とする見直しをいたしました。これまでの支給実績は平成18年度が2,850人の1,425万円、平成19年度が3,035人の1,517万5,000円、平成20年度は3,182人の1,591万円の見込みとなっており、年々増加傾向にあります。

そこで満80歳以上の方への一律支給を見直して、平成21年度からは、満77歳の方に5,000円、満88歳及び満90歳の方に1万円という節目支給にしたいと存じます。なお、

21年度から節目支給に見直すにあたり、平成18年度に満77歳以上から満80歳以上に支給対象を引き上げた関係上、支給されない谷間の年齢の方が出てまいりますので、平成21年度に限り経過措置といたしまして、「満77歳」を「満77歳から満80歳」と読みかえる措置を講じたいと存じます。

節目支給とすることにより、これまでの対象の方には一律支給できなくなるわけですが、高齢化社会の現状を踏まえ、各種の高齢者福祉事業をより充実してまいりたいと存じますので、御理解・御協力を賜りたいと存じます。

また、壱岐市立特別養護老人ホームにつきましては建築後約40年近くを経過しておりまして、施設の老朽化も進んでおり建てかえの必要性を認識いたしております。長年の懸案事項でもありますので、平成21年度におきまして、建てかえを前提といたしまして施設内容・建てかえ場所・財源等の具体的な研究を進めてまいります。

次に(3) **ゆとりと優しさで育む子育て環境の実現**、でございます。少子化対策といたしまして、子育て支援に取り組んでおりますが、県の「地域子育て支援拠点事業」に基づき、新年度は実施形態を「ひろば型」からさらに拡充した「センター型」に移行いたしまして、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行なう拠点としての機能を果たすとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行なう団体等と連携しながら、地域に向いた地域支援活動をさらに充実した形で展開してまいります。

また、新年度におきましても引き続き、家庭において子育てをしている保護者の方々が、安心して子育てができる環境づくりと親育ちの支援を行い、育児不安等に対処できるよう関係各課が連携して子育て支援に取り組んでまいります。

次に、子供の医療費についてであります。私はマニフェストで「6歳未満児の医療費の全額補助」を掲げております。この達成に向けて、新年度から、まずは第一段階としてゼロ歳から3歳未満までの乳幼児を対象として、福祉医療制度における自己負担分を補助することで、医療費の全額補助を実施したいと考えております。

次に(4) **生活保護について**、でございますが、保護課の現在の人員体制は社会福祉法第15条第1項の規定に基づき、福祉事務所長及び課長、現業事務の指導監督を行う査察指導員2名、現業を行う所員としてケースワーカー8名、給付事務を行う所員として給付係1名であります。

生活保護の状況は、平成19年平均で保護世帯が451世帯、被保護人員が693人、保護率が22.79パーミルでありましたが、平成20年11月までの平均では世帯数が440世帯、人員が674人、保護率が22.57パーミルと減少しております。

保護費は平成17年度の9億4,981万9,000円を最高に漸減傾向であり、平成19年度

が9億1,797万9,000円となっております。

主に医療扶助費の減少が要因であります。依然として、保護費全体の65パーセントを占めている状況であります。

生活保護制度は最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして今後もその役割を果たし続けるものでありますが、低迷する経済社会の中で、生活保護制度見直しも大きな課題となっております。

生活保護制度が経済的な給付だけで、被保護世帯の抱えるさまざまな問題へ対応できるのか、自立・就労を積極的に支援し、保護の長期化を防ぐ事や、長期の経済不況の中で、保護を受けていない一般世帯との均衡を公平に保つことができるのか、生活保護事務が壱岐市へ移管され、住民生活とより密着した事務となった今、壱岐市福祉事務所の組織体制の確立や職員の技術のさらなる向上をめざし、適正な保護事務の執行に努めてまいります。

次に**(5) 生涯にわたり健康に暮らせる社会の実現**、申し上げます。生活の基盤は「健康」ということはだれもが認めるところでございます。平成18年度に壱岐市の子育て世代や働き盛り世代の健康づくりを目的として、壱岐市健康づくり計画（壱岐いき親子21・生きいきすこやか21）を策定し、現在46名の委員の皆様方で、活発な推進活動がなされております。あわせて、食生活改善推進員（通称ヘルスマイト）の皆さんにおかれましても、総勢187名という、組織力と結束力で、食品の安全・流通・調理・栄養など食に関する市民啓発を、あらゆる場で展開していただいております。

また、少子化対策の一環として、妊婦の健康診査費用の負担の軽減を図る国庫補助事業により、健診回数を従来の5回から14回に拡充することとしております。

健康づくりは、市民一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民と行政が、一体となった市民協働活動の展開に力を注いでまいりたいと考えています。

次に**(6) 介護保険事業について**、申し上げます。平成12年度からスタートした介護保険制度も、本年度は第4期介護保険事業計画初年度にあたり、平成20年度中に計画を見直し、現在、「壱岐市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定中であります。

この計画は、壱岐市の将来を見据えた介護サービス事業の整備を検討し、21年度から3年間の介護保険料を算定することになっており、第1号被保険者保険料の基準額につきましては、第3期の月額3,765円から3,800円に若干のアップをお願いしております。

また、介護保険料未納の徴収につきましても、日々懸命に取り組んでおりますが、税同様に厳しい状況であります。さらに、根気強く未納者に接し、制度の理解をいただきまして、納付督促に努めてまいります。

次に**(7) 地域包括支援センターについて**、申し上げます。平成18年度に設置された壱岐市

地域包括支援センターでは、市内65歳以上の高齢者の方々の介護予防・支援を目的として、種々の事業に取り組んでおります。要支援1及び2と認定された方を対象とした新予防給付では、平成20年度約700名の方のケアプランを作成し、安定した在宅生活のための支援を行っております。

また、介護予防健診受診者中、要支援、要介護状態になるおそれのある特定高齢者が約200名選定され、その方に対して、転倒予防、閉じこもり予防などの支援、指導を行っております。

さらに、元気高齢者に対する介護予防教室や成年後見制度の利用促進・高齢者虐待への対応・支援困難事例への継続的なケアマネジメントも実施しており、今後も市社会福祉協議会、市内医療機関、施設への事業委託を行いながら、高齢者の生きがい・健康づくりに取り組んでまいります。

次に**(8) 国民健康保険事業**について、申し上げます。壱岐市における国民健康保険対象者割合は現在38%ですが、長引く経済不況を反映した所得の減少等により、国保税の滞納額も増えており、今後ますます深刻な運営状況になると懸念されます。

こういう状況の中、国保税の税率のアップも検討しましたが、現情勢では、これ以上の負担増は困難だとの判断で平成21年度については、税率は基本的には据え置くことにしており、医療費の高騰に伴う保険税の財源としては、基金の取り崩しを予定しております。

今後も、短期被保険者証・資格証明書等の活用を図りながら、納付への理解を促すとともに、滞納処分も含めた税全般における徹底した収納対策に取り組んでまいります。

また、保健事業として平成20年4月から義務づけられました、40歳から74歳の被保険者を対象にした特定健診・特定保健指導につきましても、関係機関と調整・市民への啓発を図りながら取り組んでおります。今後は、被保険者に1人でも多く健診を受けていただき、必要な方には保健指導を実施し、内臓脂肪症候群——いわゆるメタボリック症候群——の発症を未然に防ぐように、疾病予防を念頭において被保険者の健康増進と健全な国保運営に努めてまいります。

次に**3. 自然を生かした環境にやさしいまちづくり**、として、**(1) 環境にやさしいまちづくり**、について申し上げます。**一般廃棄物処理施設の整備状況**について、でございます。壱岐市の一般廃棄物処理施設整備事業は、平成19年度より着手し平成23年度完成予定の事業でありまして、壱岐市の最重要政策のひとつであります。

事業計画の見直し経過及び結果につきましては、12月定例市議会最終日に報告いたしましたとおり、一般廃棄物処理施設整備計画の焼却灰の処理方式については、熔融炉を廃止し焼却後の灰についてはセメントの原料として処理することで、進めてまいりたいと申し上げたところでございます。

この一般廃棄物処理施設整備計画の一部の焼却灰処理方式の変更については、国の承認を得なければならないため、壱岐市循環型社会形成推進地域計画の変更について1月30日付で事業計画変更承認申請を環境省に提出し、4月当初の承認に向け進めているところでございます。

現在、焼却施設関連施設及び汚泥再生処理施設建設に向け、両施設建設予定地の造成工事を発注したところであります。

平成21年度につきましては、国の変更承認の決定を得た後、直ちに一般廃棄物処理施設整備入札公告を行い、総合評価審査委員会での審査結果を踏まえ、10月中旬には業者の決定をし、議会の承認をお願いする予定にいたしております。これによりまして焼却施設関連及び汚泥再生処理施設の全体計画について、平成23年度末の計画期間内の完成に向けて進めていくこととなります。

また、ごみの減量化につきましても新施設の稼動時には、日量4トンの可燃ごみの減量を行う計画となっておりますのでペット・トレイ等のさらなるリサイクルの推進と分別の徹底、また家庭及び事業所から排出されます廃食油の回収によるリサイクルを行うべく予算を計上しております。

また、生ごみにつきましても減量化対策として、堆肥化に向け関係団体等との協議を行っているところでございます。

次に**（２）生活環境の充実と安全安心の確保**、でございますが、**道路、河川等の整備**について、でございます。市道整備につきましては、補助事業・起債事業・単独事業等により整備を進めておりますが、本年度当初予算では補助事業2路線、起債事業10路線の整備費を計上しております。単独事業につきましては、環境衛生関連事業を除き財政事情等により、予算計上を見送っております。

河川整備につきましては、準用河川町谷川を補助事業の継続として実施をしでまいります。

また、急傾斜地崩壊対策事業につきましても、郷ノ浦町の小崎地区と宇土地区、勝本町の本町2地区の整備を実施するため、補助要望をいたしております。

都市計画事業のまちづくり交付金事業、郷ノ浦地区につきましては、第2期の4年目になり、道路6路線と1公園の完了を目指して整備することといたしております。

また、街なみ環境整備事業、勝本浦地区につきましても昨年に引き続き修景整備と地区の歴史遺産である「アハウ堀」周辺の整備を実施することといたしております。

次に、**公営住宅**について、申し上げます。壱岐市公営住宅につきましては、平成17年度より平成22年度までの壱岐市公営住宅マスタープランに基づきまして、老朽住宅から年次的に建てかえ等の整備を進めてまいりました。平成21年度につきましては、勝本町の寺頭団地B棟（2階建）16戸、郷ノ浦町の上町団地B棟（2階建）8戸の建設を予定しており、完成いたし

ますと公営住宅749戸・単独住宅48戸の合計797戸となります。

また、住宅使用料の徴収につきましては、797戸中483戸（60.6%）が自動振替等の手続をしていただいておりますが、事務の簡素化を図るためにもなお一層の推進を行うなど徴収率の向上に努めてまいります。

次に（3）水道事業関係、について申し上げます。

簡易水道事業におきましては、水道水の安定供給を図るため、基幹改良事業を行ってまいりました。平成17年度から継続事業で行ってまいりました、八幡諸吉地区が平成20年度で完了をいたします。平成20年度から実施いたしております、湯ノ本浦地区及び石田地区簡水道基幹改良事業を本年度も引き続き実施いたします。湯ノ本浦地区は、配水管布設替が主な工事で、平成24年度までの計画をいたしております。石田地区は、配水管布設替及び浄水場設備改修工事を予定しており、平成23年度までの継続事業で計画をいたしております。

地域活性化生活対策臨時交付金事業で繰り越しする芦辺浄水場塩素注入設備改良工事を初め設備の適正な維持管理を行い、安全・安心な水道水の給水に努めてまいります。

上水道事業においては、配水設備の拡張事業を実施し、安定供給に努めてまいります。

次に（4）下水道事業関係、について申し上げます。汚水処理施設整備につきましては、生活排水の適正な処理を推進し、良質な水環境づくりを目指し、現在公共下水道事業・漁業集落排水施設整備事業・合併処理浄化槽設置整備事業等を実施しておりますが、下水道関係事業につきましては、集合処理が適切な区域について下水道施設の整備を実施しており、区域内皆様に下水道へ速やかに接続していただくようお願いをしております。

下水道の利用については、生活排水等の改造工事が必要であり、排水整備の費用負担がかかり、速やかな下水道への接続が家庭事情等により、先延ばしがやむを得ない状況もあり、さらに下水道処理施設計画時からの人口減少等により、集合処理による汚水処理施設整備事業の見直しを進めております。

合併処理浄化槽設置整備事業について、でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業については、補助事業等により良質な水環境づくりを目指して、推進をしております。

生活排水の適正な処理を推進し、皆様の生活環境の保全を図るため、平成20年度135基を計画し、現在114基の整備が決まっており、平成21年度は140基を設置する計画にしております。

公共下水道整備事業について、申し上げます。郷ノ浦地区の公共下水道整備につきましては、中央処理区の主要な下水道管渠整備がほぼ終わり、本年度は平成20年度工事箇所の舗装工事及び、区域内の末端未整備管路の工事を進めてまいります。

南部処理区の整備につきましては、独自の処理施設を建設する計画は中止する方針で、北部処

理区・中央処理区の見直し等の検討を進めてまいります。

平成20年度工事等の一部については、工事行程等の調整のため年度内実施が困難なため、繰り越しのお願いをいたしております。

漁業集落環境整備事業について、でございますが、瀬戸地区の整備につきましては、下水道管渠の整備が終わり、本年度は平成20年度工事箇所舗装工事を計画しております。

芦辺地区につきましては、大石分譲地区域の下水道管渠整備を計画しております。なお、芦辺浦地区については、当面休止をする方向で、見直しを進めてまいります。

平成20年度の排水管路施設の委託業務について、全体計画等との調整もあり、繰り越し手続きをお願いしております。

4. 心豊かな人が育つまちづくり、といたしまして、**(1) 壱岐市中学校規模適正化について**、申し上げます。市立学校の統廃合問題については、壱岐市中学校規模適正化（統廃合）計画（案）のスケジュールに沿った取り組みを実施しております。

2月9日から2月25日までの間に、市内の中学校10校の体育館を会場として、地区説明会を実施いたしました。それぞれの会場に小・中学生の保護者、教職員、地域の方々等、多数お集まりいただきまして、教育委員会から壱岐市中学校規模適正化（統廃合）計画（案）についての説明を行いました。あわせて、出席者からは、計画（案）に関する質問、意見、要望等を多くいただきました。

今後、説明会でいただいた要望等について、教育委員会内で十分検討したうえで、今後の進捗を図っていく予定でございます。

(2) 学校施設の耐震化について、申し上げます。壱岐市内小中学校の校舎等は、離島振興法の補助を受け、昭和56年以前に建設されたものが多く老朽化が進む中、建築基準法の改正に伴い、耐震基準を満たさない施設がほとんどであります。

申し上げるまでもなく、公立学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす教育の場であることはもちろんのこと、災害時には住民の避難場所にもなる役割を担っております。

このため、今年度は小学校校舎7校、中学校校舎3校の耐震診断——2次診断でございますが——実施をいたしまして、診断結果に基づく改修工事を進めて早急な対応をいたします。

(3) 学校給食センター建設について、申し上げます。市内の学校給食の提供については、共同調理場方式と自校式が混在しており、また郷ノ浦給食センターは老朽化が進み早急な建てかえと、芦辺町内の自校式においても給食設備の改善が必要な状況となっております。また、給食のメニューや食材の仕入れを施設ごとに行っているため給食費も統一されておらず不平等感も否めない状況となっております。

これらの改善を図り、安全・安心な給食の提供と給食費の統一を進めるため、壱岐市の中央部

に市内全域をカバーする給食センターを平成23年度の供用開始を目指し建設を進めてまいります。

このため、用地測量費・地質調査費および敷地造成工事に係る設計費を予算計上しております。
なお、三島地区については、別途計画をする予定でございます。

(4) 社会教育について、申し上げます。学びあう心を育てる生涯学習の推進を基盤とし、壱岐の将来を担う青少年の健全育成、心豊かな人を育み、癒しを提供できる芸術文化活動の振興、いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツに親しむことができるコミュニティースポーツの推進と環境づくりに努めてまいります。

生涯学習の拠点施設である公民館は、少子高齢化が急速に進む中に、住民と協働し開かれた運営が求められております。本年は、10月21日と22日の2日間にわたり「地域に求められている公民館活動」をテーマに、第59回長崎県公民館大会が壱岐市で開催されることになっております。公民館にかかわる多くの関係者が一堂に会しての大会であり、島外からも多くの方が参加されることとなりますので、長崎県公民館連絡協議会・壱岐市公民館連絡協議会との連携を図りながら、開催地としての十分な対応を講じてまいります。

放課後の安全・安心な子供の居場所づくりであります放課後子ども教室推進事業につきましては、現在まで4教室（かすいどんぐり隊・いき壱岐わくわくきつずあいらんど・はこぎきくすのきっ子隊・白砂の会）を開設することができました。新年度につきましても、学校や地域の御理解をいただき、さらに1カ所の開設を計画いたしております。

また、やさしさ・たくましさ・ねばり強さを養うタフ事業は、今年度新たに、2小学校、1中学校を指定し、子供達の健やかな成長のため、学校や家庭、地域の御協力をいただき事業を推進してまいります。

(5) 文化財の整備について、でございます。壱岐島内に残る数多くの文化遺産を市民共有の財産として後世に引き継ぐためには、保存・整備・公開を通してその重要性を広く市民の皆様にお知らせすることが重要だと考えます。このためには、貴重な文化遺産の適正な保護に努めるとともに、文化財愛護思想の啓発と郷土の歴史や文化を理解し郷土壱岐を誇りに思う人材の育成と、古代米作り、収穫祭や原の辻ウオーク等の体験行事を支援していただくボランティアの育成などが必要であります。

また、文化遺産を市民の憩いの場・生涯学習の場として整備・活用するとともに、謎に満ちたこの壱岐の島の古代の暮らしや行事などを再発見していただくため、新年度も「しまごと発見隊」講座を開催し、今以上に文化や歴史、自然に親しみをもっていただけるように努めてまいります。

次に5. **国内外交流が盛んなまちづくり、**について申し上げます。生活、生産、文化機能を向

上させるとともに、地域の個性を發揮し、魅力を高めていくためには、人・もの・情報の活発な交流や生活の基礎となる道路や交通体系、情報ネットワークの確立などインフラ整備が必要不可欠でございます。

(1) **交通体系の整備、離島航路対策について**、でございますが、原油価格の高騰を受け、平成20年11月1日から実施されております燃料油価格変動調整金、いわゆる、バンカーサーチャージにつきましては、現在、壱岐・博多間がフェリー乗客と車両運賃及びジェットフォイル運賃で一律400円、同じく印通寺・唐津間で一律150円加算されております。当初、2月1日から4月末日までの期間で実施されることとなっておりましたが、これまで九州郵船に対し導入の反対、また、早急な見直しを切実に訴えてまいりました。

結果、現在の原油価格の下落傾向を受け、1カ月前倒しして、本年4月1日から、このバンカーサーチャージについては加算しないこととされたところでございます。これまで市民生活また本市の産業経済に非常に深刻な影響を及ぼしている中で、これから、流通関係、特に観光客の入り込みが多くなる時期に、九州郵船におきましては非常に厳しい経営状況の中、こうした措置がなされたことは、大変、喜ばしいことと考えております。

しかし、この離島航路につきましては、運賃、運航体系等さまざまな諸問題がございます。現在、こうした諸問題の解決と航路の活性化を図るため、長崎県と本市、対馬市、九州郵船そして両市関係団体で構成されている壱岐対馬航路活性化協議会を立ち上げておまして、今後の航路問題等について協議を重ねております。

また、これまでの要望行動の成果であります離島航路補助の拡充による本航路の改善等につきましても、今後、九州郵船とも十分、協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、**長崎県離島航空路線再生協議会について**、申し上げます。ORC、オリエンタルエアブリッジ(株)の経営支援に向けた協議を行ってまいりました長崎県離島航空路線再生協議会につきましては、昨年8月以降、6回の会議を重ね、先般12月18日に最終報告書が提出されたところでございます。これにつきましては、昨年12月の第4回市議会定例会で、一部概要を報告しておりましたが、ORCの収支改善努力としての合理化による経費削減、現行路線の見直しとして、長崎・宮崎便の廃止と長崎・鹿児島便の減便、ANAとの業務提携や離島産品の輸送、そして、県・関係市——五島市、対馬市、壱岐市でございますが——新たな補助制度の創設による財政支援が盛り込まれているところでございます。

本市の具体的な補助金額につきましては、固定負担500万円、利用率不足分447万7,000円、これは目標利用率と想定利用率の差額により計算をされることとなっております。合計947万7,000円を新年度予算案に計上し、御審議いただくこととしております。期間につきましては、5年間で予定しておりますが、いずれにしましても、3市とも厳しい財政

状況でございますので、3市で連携をとり、今後の財政負担が縮小されるよう、県・ORCにも強く求めていきたいと考えております。

苓岐市地域公共交通活性化協議会について、申し上げます。本市における貴重な交通手段であります路線バスにつきましては、利用者数の減等により非常に厳しい状況にあります。しかし、一方でこの公共交通に係る役割は、市民の皆様、特に高齢者の足の確保・通学等学校関係、また観光振興等に関連した極めて重要なものでございます。特に平成22年春の開館を目指している「長崎県立埋蔵文化財センター及び苓岐市立一支国博物館」等に関連した新たな交通体系の整備を図る必要があります。こうした事を含め、路線の見直し等を含めた協議を行い、公共交通の活性化を図るため、国土交通省の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく補助事業を活用し、苓岐市地域公共交通活性化協議会を立ち上げたところでございます。平成21年度に地域公共交通総合連携計画を策定し、この計画に基づき平成22年度から平成24年度までの3年間、事業実施をしております。

次に**(2) 情報・通信基盤の整備**、について申し上げます。情報化社会に対応するためには、すべての地域において、平等に情報を享受できる環境が必要であることから、超高速通信網の整備は必要不可欠な「ライフライン」と言っても過言ではありません。

また、離島経済の発展を推し進めていくためには、情報産業の誘致が、離島の地理的ハンディを克服し、本土との地域間格差を是正する唯一のものでもあります。

去る2月25日に福岡市で、苓岐・対馬地域への高速情報通信サービス提供に向けた産業分野での可能性を探るため、データ伝送などの技術的な実証実験が実施されたと伺っております。

今後の苓岐市経済の浮揚のためにも超高速通信網の整備について国・県及び関係機関へ強く要望をしております。

次に**6. さまざまな人が関わり合うまちづくり**、について申し上げます。**(1) 人権の尊重と男女共同参画の推進**、でございますが、だれもが等しく幸せで明るく、ともに手を取りあって暮らしていける穏やかで平和な社会を築くためには、市民一人一人がお互いの個性を尊重しあい、人を大切にすることが求められています。

市は、関係機関や団体と連携を図り、あらゆる差別や人権問題を解決するため、地道な教育・啓発活動に取り組んでおります。

このたび、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、「苓岐市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしましたので、本議会に報告議案として提出いたしております。

この計画は、人権問題を幅広くとらえ、苓岐市総合計画の基本指針のひとつである「さまざまな人が関わり合うまちづくり」に資するため、人権施策に通底する基本事項を明らかにするものでございます。

また、あわせて、市民一人一人が人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、だれもが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに壱岐市を「人権尊重のまち」とすることを宣言し、今後一層啓発に努めてまいります。

次に**7. 病院事業について**、申し上げます。まず**(1) 壱岐市民病院について**でございますけれども、**①診療体制について**、は12月議会においても報告しましたように、この1年間は常勤医師11名による厳しい診療体制をとっております。各診療科とも充足していない状況で、平常業務・救急医療・当直業務などに従事いただいております。特に、常勤1人の診療科には、ほとんど毎日拘束された中で過重労働をお願いいたしております。

まずは医師の確保が喫緊の課題として、市長就任以来この10カ月間努力してまいりました。わずかではあります、少し光が差してきているように思っております。先月福岡大学整形外科医局より、壱岐市民病院の整形外科を4月からは2人の常勤医師体制にするためにもう1名派遣する旨の正式な文書をいただいております。医局所属の医師不足の中、1年で元の2人体制に戻していただき、教授の内藤先生を初め整形外科医局にはたいへん感謝をいたしております。

また、内科の常勤医師、特に腎臓内科の医師の確保についても、壱岐市民病院への就職を前向きにお考えの先生と交渉中でございます。引き続き、壱岐市民病院へ就職していただくよう粘り強く努力していく所存でございます。

次に、**②経営状況について**、申し上げます。平成20年度の経営状況について、12月までの実績をもとに1月から3月までを試算した結果、前年度と比較して、医業収益は6,500万円の減収、医業費用は1,500万円の増加、合計8,000万円のマイナスになると予測しております。この厳しいマイナス予測の主な原因は、常勤医師不足によるところが極めて大きいと考えております。

収益については、眼科手術の増加（前年比78%増）、人工透析患者数の増加（現在15名）などの増収要因はいくつかあるにしても、医師不足のために前年度より外来・入院患者数ともに減少を余儀なくされる状況であります。

一方、費用については、正規職員の給料5%カットによる人件費の減額を行ないましたが、常勤医師不足を非常勤医師等で補った分の人件費が増額となっております。常勤医師不足を非常勤医師で補うことによって、その分非効率的な経営になっており、今後、改善していく課題であると考えております。

次に、**③病院改革について**、でございますが、病院改革の一環である公立病院改革プランの策定については、冒頭にも申し上げましたが、壱岐市の医療環境及び壱岐市民病院・かたばる病院の経営状況、課題等を取りまとめ、私を初め副市長以下、関係部長、課長で構成する「公立病院改革プラン策定検討会議」を内部に設け、昨年の10月から21年2月まで合計5回の会議を開

催し、壱岐市立病院改革プランの素案を策定いたしました。

改革プランの計画期間は平成21年度を初年度とする5カ年計画とし、収支計画については23年度経常収支黒字化を目標としております。再編・ネットワーク化の推進及び経営形態の見直しについては、今後、外部有識者による意見をいただきたいと思いますと考えております。利用する側の視点に立脚した意見を反映し、島内民間医療機関と医療連携体制を構築して安全・安心の医療サービスを提供できるよう病院事業の改革に取り組む所存でございます。そのためにも経営の安定すなわち健全経営を図りたいと考えております。

次に、④乗り合いタクシーの運行について、申し上げます。現在、市民病院行き路線バスを郷ノ浦フェリー発着所と市民病院間で運行いたしております。以前より御要望をいただいております石田方面、勝本・湯ノ本方面の患者さんの交通の利便性を高めるために、現在のバス路線の直近のバス停と市民病院の間に無料専用車両——無料の乗り合いタクシー——を考えておりますが、まずは運行をして、市民病院への通院が便利になるようにしたいと考えております。

なお、当面は朝の1便の運行を考えており、開始時期については6月頃を予定いたしております。

次に(2)かたばる病院について、申し上げます。かたばる病院は、高齢者等に対して質の高い医療を提供し、保健・医療・福祉分野との連携による一体的サービスに努めております。まず、①診療体制について、でございますが、診療体制につきましては、引き続き常勤医師2名と週末当直の非常勤医師1名を長崎医療センター及び民間の医師斡旋会社の協力により維持いたしております。

②病院運営について、は、平成16年3月に厚生労働省より移譲され、平成21年2月末で譲渡後5年を経過することとなり国庫補助金対象期間が満了いたしました。平成21年度までは前年の赤字分の55%相当額の補助がありますが、平成22年度の予算より赤字対象額の全てが壱岐市の負担となり大変厳しい状況となります。しかし、かたばる病院の入院病床利用としては常に満床状態となっており壱岐における療養病床が必要不可欠なものとなっているため、かたばる病院運営形態について協議し壱岐市民病院との統合等を含めた全般的な見直しの検討をしなければならぬと考えております。

次に8. 消防・救急、について申し上げます。平成20年中の災害発生状況は、火災40件、救急1,480件、救助27件で、昨年と比較しますと火災2件、救急90件の増で、救助は1件の減でありました。

火災につきましては、前年度に比較し増加しており、なお一層の市民の皆様への火災予防啓発活動に努めてまいります。

消防施設の充実・強化につきましては、消防格納庫の老朽化による2カ所の建てかえと、防火

水槽5基の設置を予定いたしております。

災害の態様も複雑多様化し消防防災を取り巻く状況は大きく変化してきておりますが、市民皆様の安全・安心を確保するため、職員が強い使命感を持ち、時代の変化に対応していくように取り組んでまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

まず(1)平成21年度予算について、でございます。平成21年度の地方財政は、景気後退等に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれております。

このため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、国の「基本方針2006」等に沿って、国の歳出予算と歩を一にし、定員の純減・給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業の抑制を図ることとする一方、「生活防衛のための緊急対策」として、雇用創出等のため地方交付税を1兆円増額するとともに、地方財政計画の歳出を増額することとされており、平成21年度の地方交付税の総額は1兆5,800億円(前年度比4,100億円、2.7%増)となっております。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、人件費や物件費、補助金等の削減措置を講じてもなお一般財源の不足のため、財政調整基金等の取り崩しにより対応しており、財政状況はさらに厳しさを増しております。

平成19年度末の市債現在高は普通会計で242億円であり、人件費・扶助費・公債費等の義務的経費の割合が高く、また経常収支比率は93.9%と年々高くなるなど、各種施策に柔軟に対応することが困難な状況が続いております。

こうした中、本年度予算編成にあたりましては、行財政改革大綱を今一度確認し、単に前年度と同様に事業を継続して執行するということなく、市民意識、国・県・社会情勢の変化、経済の動向を注視し、さらに壱岐市行財政改革実施計画(集中改革プラン)により既存の事務事業を見直し、自主性と責任により限られた財源を効率的かつ効果的に活用し地域経済対策と住民福祉の増進を図るための予算編成を行っております。

一般会計予算規模は、236億4,100万円でございます。これは前年度が骨格予算であったこともございまして、前年比28億2,400万円、13.6%増でございます。特別会計を含めた予算規模は、334億4,924万円でございます。対前年比29億1,757万円、9.6%増となっております。

(2) その他の議案について、申し上げます。

本日提出いたしました案件の概要は、報告案件1件、条例の制定・改廃に係る案件24件、予

算案件20件、その他16件でございます。詳しくは担当部課長から説明をさせていただきますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成21年度の市政運営に対する所信の一端と当初予算案等について申し述べましたが、山積する行政課題に対応しながら行財政改革を推進し、財政の健全化に努めまるとともに、あしたに希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいる所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時35分とします。

午前11時21分休憩

.....
午前11時35分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 報告第1号～日程第64. 議案第66号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第5、報告第1号壱岐市人権教育・啓発基本計画の策定についてから、日程第64、議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、60件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしております報告及び議案につきましては、担当部課長に説明をさせますのでよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 報告第1号壱岐市人権教育・啓発基本計画の策定について、御説明をいたします。

壱岐市人権教育・啓発基本計画を策定したので、別紙のとおり報告する。

本日の提出でございます。

この計画は人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第5条に基づき策定するものでございます。

4ページをお開き願います。ここには、壱岐市人権教育・啓発基本計画について記載いたしております。これの下から7行目でございますけれども、この計画は人権問題を幅広くとらえ、壱岐市総合計画の基本テーマのひとつである「さまざまな人が関わり合うまちづくり」にするため、人権施策に通底する基本事項を明らかにするものでございます。

計画の構成でございますが、第1章では計画策定の背景となる人権状況を述べ、第2章で計画の一般事項として政策・基本理念・期間を定め、第3章で人権施策の基本方向を人権・一般の視線と各人権課題別の2つに分けて示し、第4章で推進体制に言及しておるところでございます。

11ページをお開き願います。ここには、計画の一般事項について記載いたしております。

1は、計画の政策について。2は、計画の理念について。この計画は平成17年3月に策定された壱岐市総合計画の個別計画として当計画の実現を図るため、人権対策分野における基本的な指針を示すものであり、基本理念を「お互いを尊重し、だれもが輝ける明るく住みよいまちの実現とする」としております。

3番目の計画の期間でございますけれども、計画の期間は平成20年（2008年）度から平成24年（2012年）度までの5カ年とするをいたしております。

1ページにお戻りをお願いします。このページに、壱岐市「人権尊重のまち」宣言をお示しいたしております。冒頭市長が施政方針で申し上げました内容でございます。後もってお目通しをお願いいたしたいと思っております。

以上で、報告第1号についての説明を終わります。

次に、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、御説明をいたします。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から長崎県市町村総合事務組合に長与・時津環境施設組合を加入させ長崎県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、平成21年4月から長与・時津環境施設組合が長崎県市町村総合事務組合に加入し、議会の議員・その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務を共同処理することから、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が増加するため、地方自治法第290条の規定に基づき提案するものでございます。

この地方自治法第290条は、議会の議決を要する協議として議会の議決を得なければならない規定の内容でございます。

次のページをお開き願います。別表第1、この四角い表の最後に長与・時津環境施設組合が加えられるものでございます。

次のページをお開き願います。

別表第2、表の一番上でございますが、ここの3行目に長与・時津環境組合が加えられます。それから、表の一番下でございますが、一番下から2行目の最後のほうから長与・時津環境施設組合が加えられるものでございます。

附則でございますけれども、この規約は平成21年4月1日から施行するとしてしております。

以上で、議案第7号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第8号長崎市町村公平委員会の共同設置について、御説明をいたします。

地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、対馬市・西海市・雲仙市・南島原市及び長崎縣市町村総合事務組合との協議により次の規約を定め、長崎縣市町村公平委員会を共同して設置することについて、地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、対馬市・壱岐市・西海市・雲仙市・南島原市及び長崎縣市町村総合事務組合との協議により当該6団体で共同して公平委員会を設置するための規約を提案するものでございます。

次のページをお開き願います。ここには、長崎縣市町村公平委員会共同設置規約をお示しをしております。第1条が設置、第2条が名称でございますが、この公平委員会は長崎縣市町村公平委員会という、といたしております。

執務場所でございますけれども第3条では委員会の執務場所は長崎市栄町4番9号、長崎縣市町村総合事務組合の事務所内に置く、といたしております。

第4条が委員、第5条が事務職員、第6条が経費の負担、第7条が委員会に関する予算、第8条が委員会に関する決算報告、第9条が附則についてそれぞれ定めております。

附則でございますけれども、この規約は平成21年4月1日から施行するとしてしております。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

次に、議案第9号壱岐市行政組織条例の全部改正について、御説明をいたします。

壱岐市行政組織条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多大な住民ニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築するため、壱岐市行政組織の見直しを行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市行政組織条例の全部を改正する。

第1条では課の設置についてお示しをいたしております。地方自治法第158条第1項の規定

に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として次の課を置く。第158条は内部組織の編成についての規定でございます。

第1条の1号から16号まで設置する課の名称をそれぞれお示しをいたしております。

第2条には壱岐島振興推進本部の設置についての規定を定めております。

第3条には分掌事務についてございまして、前記第1条の1号から16号に係るそれぞれの事務分掌について規定をいたしております。

1枚めくっていただきまして、次のページもめくっていただきまして、第4条委任事項でございますけれども、この条例に定めるもののほか組織に関し必要な事項は規則で定めるといたしております。

施行期日でございますけれども、この条例は第1項では平成21年4月1日から施行するといたしております。

第2項から第4項は、今回の条例改正に伴いまして関連する条例について附則で改正をいたしております。主として課名等の変更による内容でございます。

以上で、議案第9号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第10号壱岐市支所及び出張所設置条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市湯本出張所・壱岐市那賀出張所及び壱岐市箱崎出張所を「出張所」から「事務所」に組織改変及び改称するため所要の改正を行うものでございます。

これにつきましては、資料の1というのを差し上げておるかと思いますが、これの10ページをお開き願います。

表題で左側が現行右側が改正案となっております。

現行の「及び出張所」を削除いたします。それから第3条につきましても削除をいたしております。それから第4条につきましても「及び出張所」について削除をいたしております。

附則でございますけれども、この条例は平成21年4月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

次に、議案第11号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、新たに長崎縣市町村公平委員会を共同設置することにより、

人事行政の運営等の状況の公表において公平事務に関する事項の報告をもとめる機関の名称を変更する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。これは議案第8号によりまして、長崎縣市町村公平委員会を共同設置することによりまして、壱岐市長が求める人事行政の運営等の状況の公表を、今までは長崎県人事委員会に委託をいたしておりましたが、これが平成21年度から長崎縣市町村公平委員会に変わることにによりまして、このような改正となるところでございます。

附則でございませけれども、この条例は平成21年4月1日から施行するをいたしてあります。以上で、議案第11号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございませ。

提案理由でございませけれども、国家公務員の勤務時間等の改定に順じ、本市職員の勤務時間を改定するため所要の改正を行うものでございませ。

次のページをお開き願います。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するをいたしてあります。

第2条1項中、40時間を38時間45分に改めるといたしてありますが、これにつきましては、現在は8時30分から12時15分までが午前中の勤務時間で、その後45分休憩がございまして、13時から17時15分まで午後は勤務をいたしてあります。これを8時30分から12時までの勤務と午前中はいたしまして、午後は13時から17時15分まで、これまでと同様でございませ。この15分間が減ることによりまして1週間の40時間が38時間45分になるところでございませ。

また、第3条中、第2項8時間を7時間45分に改めるということでもございませが、これは15分減ることによりましてこのような形になるところでございませ。

以下は、それぞれ関連する内容でこのような条例の変更の形になるところでございませ。

附則でございませけれども、施行期日——真ん中ぐらいでございませけれども——この条例は平成21年4月1日から施行するをいたしてあります。

第2項から第4項につきましては今回の条例の一部改正に伴いまして、それぞれ関連する条例の一部について改正を加えるものでございませ。

以上が、議案第12号でございませ。

次に、議案第13号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告及び長崎県人事委員会の長崎県職員の給与等に関する勧告に基づく、国及び県の職員の給与に関する取り扱いの状況を踏まえ、本市職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きをお願いいたします。

壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

25条中「52を乗じたもの」を「52を乗じた時間数」に、「8時間に19を乗じたもの」を「465分に19を乗じて、60で除した時間数に改める」と。

これは、超過勤務手当の算定方法が先ほどの提案をいたしました1日の勤務時間が8時間から7時間45分にかかわることから、このような形となるところでございます。

次に第38条中、月額24万円以内を月額30万円に改めるといたしております。

これは、離島診療手当でございまして、離島に勤務する医師の手当を6万円引き上げるというものでございます。

次に、別表第3及び別表第6を次のように改めると。

次のページからそれぞれ教育職給料表、教員特別手当の表をつけておりますが、1級、2級、それから特2級、3級、4級となっておりますが、これまでは1、2、3、4級しかございませんでした。それがあいだに特2級が新たにつけ加えられたものでございます。1級、2級は教諭、特2級は主任教諭、3級が教頭、4級が校長となっておりますところでございます。

前に戻っていただきまして、附則でございまして、施行期日でございます。この条例は平成21年4月1日から施行するといたしております。

2項から4項につきましては、別表3に係る内容のものでございます。

以上で、議案第13号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第14号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、給料月額の特例措置の適用を受ける職員の範囲から獣医師を除外するため、所要の改正を行うものでございます。

資料1の41ページをお開き願います。一番最後のほうになるかと思いますが、施行期日の2でございまして、左側が現行でございまして、右側が改正案でございまして。

「医療職給料表（1）を適用する医師」の後に「及び医療職給料表（4）を適用する獣医師」についてを加えるものでございます。

この改正の目的でございますけれども、獣医師の人材確保のために給料の減額の対象としないということでございます。これまでは教育委員会の指導主事及び医師となっておりますが、それに獣医師を加えて給料の減額から除外をするという規定の内容でございます。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

次に、議案第15号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、家畜診療所次長の職務手当を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

資料1の42ページをお開き願います。左側が現行でございます。第3条の下線を引いている部分を削除するものでございます。

実はこれまで3.5%に相当する職務手当を支給いたしておりました。しかしながら、県等の指導によりましてこの職務手当の支給は適当でないという指導をいただきましたので、今回条例の一部を改正するものでございます。

施行期日でございますけれども、附則、この条例は平成21年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第15号についての説明を終わります。

次に、議案第16号芦辺町定住促進に関する条例の廃止について、御説明をいたします。

芦辺町定住促進に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、芦辺町定住促進奨励金の支給期間が満了いたしましたので、目的を達成したことによりまして条例を廃止するものでございます。

次のページ、附則でございますけど、この条例は平成21年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第16号についての説明を終わります。

次に、議案第17号壱岐市自動車駐車場条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市自動車駐車場条例の一部を、別紙のとおり改正する。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、市営駐車場の設置見直しによる亀川平田駐車場及び大里駐車場の廃止並びに市営駐車場の使用料の見直しのため、所要の改正を行うものでございます。

資料1の44ページをお開き願います。左側、第1条でございますが、この中の壱岐市亀川平田駐車場・壱岐市大里駐車場を削除いたしております。廃止をいたしております。

それから45ページの下段、料金でございますけれども、これは市長の施政方針にもございましたように、壱岐市郷ノ浦港駐車場・壱岐市亀川平田駐車場・壱岐市大里駐車場・壱岐市江上駐車場、今までは普通車が4,500円、軽が4,000円ございましたが、これにつきましては亀川平田・大里は廃止となります。郷ノ浦港と江上につきましては普通車を4,500円から4,000円に改めるものでございます。

なお、印通寺本町・目坂駐車場につきましては現行のとおりといたしております。

附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第17号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第18号壱岐市特定地区公園条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市特定地区公園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、河川敷地におけるゴルフ場の取り扱いについて建設省河川部長通知に基づき、公共性が高く住民の福祉増進に資する現在のゴルフ場、民有地を勝本総合公園に加え市の公園施設とするため、所要の改正を行うものでございます。

現在ゴルフ場における問題でございますが、大きく3点ほどございます。

1点目がゴルフ場敷地は壱岐カントリークラブの名義となっており、市が設置したゴルフ場とはなっておりません。そのためゴルフ場全体を公の施設とする必要があることでございます。

2つ目が3号地、いわゆるダム調整池でございますけれども、これを占有できるものは河川敷地占有許可準則第6、第1項、第1号により国・地方公共団体等となっており、本物件について壱岐市以外による占有は考えられないと。占有目的はあくまでも壱岐市が設置するゴルフ場であることであるということでございます。

3点目が現状のままでは今後の3号地占有許可の更新ができないと。許可期限が平成20年3月となっております。

以上の3点につきましては長崎県からの指摘事項でもございます。

次に2枚目でございますが、壱岐市特定地区公園条例の一部を次のように改正をするということで、別表第1中、これまでの勝本総合公園交流センターといたしておりましたものを、「勝本総合公園交流センター」を「クラブハウス」に改め、そして「ゴルフ場」を加えるものでございます。

別表第2につきましてはここに掲載のとおりでございますが、これを「勝本総合公園クラブハウスゴルフ場」とそれぞれいたしまして、施設一式一月につき6万円以内、ゴルフ場はプレイ料

18ホール1万5,000円以内といたしておりまして、このように改めるものでございます。

附則でございますけれども、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第18号についての説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後0時04分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 議案第20号壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例の廃止について、御説明いたします。

壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例を廃止する条例を、別紙のとおり定める。

平成21年3月6日、本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンターの管理を一元化するため、壱岐こどもセンターとして管理を行うためにこの条例を廃止するものであります。

これは現在条例が2本立てとなっておりますので、これを施設管理条例として一本化しようとするものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例を廃止する条例。

壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例は廃止する。

附則。この条例は平成21年4月1日から施行する。

議案第21号壱岐こどもセンター条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐こどもセンター条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、保健デイサービスセンター条例の廃止条例と同じでございますが、壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンターの管理を一元化し、壱岐こどもセンターとして管理するため所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いします。壱岐こどもセンター条例の一部を改正する条例。

第1条を次のように改める。第1条は設置の目的を定めております。

第3条を次のように改める。第3条は管理の代行について定めております。

第3条の次に第4条として規則への委任事項を加えることにいたしております。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。

議案第22号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日提出でございます。

提案理由といたしましては、年齢による敬老祝金の一律支給を行っていましたが、今回の改正によりまして節目支給とするため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いします。壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例。

第2条を次のように改める。

第2条は祝い金の支給に関する規定でございます。現行では当該年の基準日において80歳に達している者が支給対象であります。これを当該年の9月1日において市内引き続き1年以上居住を有し、前年の基準日から当該年の基準日の前日までの期間に満77歳、満88歳、満90歳に達した者に対して支給をすることに改めるものであります。

第4条を次のように改める。

第4条は祝い金の額についての定めでございます。第1号で満77歳の者5,000円、第2号で満88歳の者1万円、第3号で満90歳の者1万円と定めるものであります。

次のページをお願いいたします。附則といたしまして、第1項この条例は平成21年4月1日から施行する。

第2項につきましては、平成21年9月に支給する祝い金に関する経過措置でございまして、満77歳から80歳までの方につきましては5,000円を支給するというものでございます。これは平成18年に支給対象年齢を77歳以上から80歳以上に引き上げたことに伴いまして、支給されないこととなった年齢の方に対する経過措置であります。

第3項につきましては、壱岐市長寿祝金条例の一部改正についてであります。壱岐市長寿祝金条例における敬老祝金との併給規定の第6条を削るものであります。これは併給という形にならなくなったということでございます。

以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内保健環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 議案第23号について説明をいたします。

壱岐市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

提案理由でございますけれども、記載のとおりでございます。

議案関係資料の新旧対照表に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

56ページをお開けいただきたいと思います。第4条の(2)ということでございますけれども、今回の一部改正でございますけれども、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、今まで児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童については、国民健康保険の被保険者から除かれておりましたけれども、今回新たに認められた改正案の小規模住居型児童養育事業を行うものの児童についても同様に被保険者から除くというものでございます。

小規模住居型児童養育事業のことでございますけれども、保護者のいない児童とか保護者に看護させることが不相当であると認められる児童の養育に関しまして相当の経験を有する者の住居において、その児童の養育を行う事業のことでございまして、幼いときに親と死別をされたとか、親族がいないとか、育てる能力がない親がおられるとか、子育ての放棄をしたといった児童ということになります。

壱岐市内でございまして、この事業を行える該当事業所はないということでございます。附則でございまして、この条例は平成21年4月から施行するとしております。

以上で、議案23号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第24号について御説明をいたします。

壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定について。

壱岐市介護保険臨時特例基金条例の条例を、別紙のとおり定める。

提案理由は、記載のとおりでございます。

今回の臨時特例基金の制定でございますけれども、政府与党により決定された生活対策でございまして、21年度の介護報酬改定プラス3%等によりまして、介護従事者の処遇改善を図ることを目的といたしまして、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために、国から介護従事者処遇臨時特例交付金の額を平成20年度に一たん基金のほうに積み立てをいたしまして、21年度から23年度までの第4期事業計画の3カ年におきまして、統一保険料とするために活用するというところでございます。

この基金の活用により——後で御説明をいたしますけれども——議案第26号壱岐市介護保険条例の一部改正について、附則により本来の保険料率から基金活用によりまして減額になった保険料率を定めております。

附則でございまして、この条例は公布の日から施行し3年経過後の平成24年3月末限りでその効力を失うといたしております。

以上で、議案第24号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第25号について、御説明をいたします。

壱岐市手数料条例の一部改正について。

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおりに定める。

提案理由は、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。今回の壱岐市手数料条例の一部改正でございますけれども、要援護者が住みなれた地域での生活を支えるため、それから身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして地域密着型サービスがございますけれども、このサービスの事業者の指定、それから指導監督権限が県から市のほうに移譲されておまして、今回指定申請、それから更新申請時の手数料の額について新たに定めるものでございます。

別表第1の44項のサービス事業者と、それから45項の介護サービス事業者につきましては、新規の申請の場合でございます。1件につき1万2,000円といたしております。それから、46項、47項については更新の場合の額でございます。1件につき8,000円といたしております。

附則でございますけれども、この条例は平成21年4月1日から施行するとしております。議案関係資料の57、58にも同様の表がついております。

以上で、議案第25号についての説明を終わらせていただきます。

議案第26号について、御説明をいたします。

壱岐市介護保険条例の一部改正について。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

提案理由は、記載のとおりでございます。

議案関係資料新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

59ページをお願いいたします。今回の一部改正でございますけれども、先ほど説明いたしました議案第24号壱岐市介護保険臨時特例基金条例と関連するものでございまして、平成21年から23年までの第4期事業計画の策定に伴いまして、3年間の保険料を決定するに当たりまして、介護保険事業計画作成委員会でサービス料等を勘案し決定した本来の保険料率を第5条本則で設定し、臨時特例基金から繰り入れて減額になった保険料率を附則の2で平成21年から23年度までにおける保険料率の特例として表すものでございます。

現行の欄でございますけれども、第5条の各号の(4)これは本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる場合という例で見ますと、第3期の年額は4万5,100円となっておりますけれども、これが改正した場合、右側の表にいきまして、4万6,200円となるわけでございますけれども、これが特例によりまして、60ページの(4)に書いておりますように4万5,600円となりますので、本来年間1,100円のアップになるところでございますけれども500円のアップに抑えられておるといことでございます。

また、附則の1は施行期日でございまして、平成21年4月1日施行としております。

以上で、議案第26号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第27号壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市串山海洋性公園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由、壱岐市串山海洋性公園の中のイルカパークにおいて入場者数の増加を図ることを目的として、新たにイルカとの触れ合い体験を始めるため、所要の改正を行うものであります。

議案関係資料61ページをお開ください。

第6条、7条、8条につきまして、入園料となっておるところにつきまして「体験料」を挿入させていただきます。6条の第2に「イルカパーク施設でイルカとの触れ合い体験をしようとする入園者は1,000円以内で市長が別に定める額の体験料を納付しなければならない」条項をつけ加えさせていただきます。

附則につきまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

続きまして、議案第28号壱岐市出合いの村条例の一部改正について、説明をいたします。

壱岐市出合いの村条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、漁業に対する理解を深めるとともに、観光開発及び地域の活性化を図るため設置された壱岐市海釣り筏施設を都市との交流を図ることを目的に設置された壱岐出合いの村の施設として統合し、管理運営の合理化を図るため、所要の改正を行うものであります。

この海釣り筏施設につきましては、現在水産課が管理して壱岐出合いの村へ指定管理の指定を行っておりましたが、今回の指定管理の見直しで施設が耐用年数も経過し、財産処分制限期間も経過したので壱岐出合いの村の施設として統合し管理をするようにいたしました。

関係資料の63ページをお開きください。第2条の3項に海釣り筏施設を追加いたします。

続きまして、64ページでございますが、別表第6の第4条関係で海釣り筏施設、海釣り筏一人当たり1回300円の使用料の追加でございます。

附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行する。

そして現在の壱岐市海釣り筏施設条例を廃止いたします。

続きまして、議案第29号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

壱岐市農業機械銀行条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市農業機械銀行が受託する農作業等に係る使用料金の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

資料の65ページをお開きいただきたいと思っております。

大型トラクターの中で現在7,440円と4,980円がございますが、ロータリー耕起で大型機械の要望が多くなったということと、大型機械の消費燃料が多く経費がかさむということで作業幅2.2メートル以上のロータリー耕起について新たな料金6,000円の設定をいたしました。

続きまして、66ページをお開きいただきたいと思っております。

中段の下のところで、小型バックフォアがございますが、統一であった料金を作業能力により現在3,600円に4,800円の料金を追加いたしました。

続きまして、68ページをお開きいただきたいと思っております。

2段目で、大型ハーベスターの料金がございますが、大型ハーベスターにつきましては老朽化により廃車したため、料金表より削除いたしました。

以上、議案第29号の説明でございます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第30号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

壱岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第236条の規定に係る最高裁判所の判例が示されたことに伴い、水道料金の債権放棄について民法第173条第1号の短期消滅時効の規定が適用されることになったことから、債権管理事務の効率化を図るため、所要の改正を行うものであります。

今回の条例の一部改正につきましては、これまで水道使用料について地方自治法の会計処理ということで5年間で債権の消滅に時効の援用は必要がないということでこの欠損処理をいたしておりましたが、最高裁の判決により水道料金債権は司法上の金銭の債権であるとの判断とされ、民法の短期消滅時効の規定が適用されるために債権者に時効が完成したとの意思表示がなければ料金の債権の消滅ができないこととなりますので、このため、住所不明や死亡により徴収不可能な債権について、一定の期間5年を経過したときに不納欠損ができるようにするものであります。

次のページをお開きをいただきたいと思いますが、壱岐市水道事業給水条例の一部を改正する

条例で、19条の次に、次の1条を加えるということで、料金の支払い請求の放棄ということで、第19条の2に管理者は料金の支払う請求権のうち、消滅時効が完成したものについて当該消滅時効の起算日から5年を経過したとき、かつ、次の各号のいずれかに該当をすると認めるときは、当該債権者に係る料金の支払い請求権を放棄できる、ということで4つの項目を今回追加をいたしております。

1番に、債務者が死亡し、料金債務を相続する者がいないとき。

2が、債務者の所在を調査しても不明なとき。

3、破産法及び会社更生法、その他法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

4番目といたしまして、その他管理者が相当と認めるとき。

というような4項目を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

関係資料の69ページにも、今述べました現行と改正案の記載をいたしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 白石教育次長。

〔教育次長（白石 廣信君） 登壇〕

○教育次長（白石 廣信君） 議案第31号壱岐市文化財展示館条例の廃止について、御説明をいたします。

壱岐市文化財展示館条例を廃止する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、一支国博物館開館に伴う壱岐市文化財施設の整理により壱岐市文化財展示館を閉館するため、条例を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市文化財展示館条例を廃止する条例。

壱岐市文化財展示館条例は廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するをいたしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

〔教育次長（白石 廣信君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

〔病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 登壇〕

○病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 議案第32号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する

条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、麻酔手当を新設することにより、外部からの麻酔科医師招聘の増加の抑制をするとともに、救急救命士気管内挿管実習の促進を図るためでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

第2条の次に、次の1号を加えることといたしまして(5)として、麻酔手当を加えております。

第7条では麻酔手当の支給に関する内容をうたっております。

2項では麻酔手当の金額でございます。業務1回につき2万円と定めております。

附則では、施行期日で本年の4月1日から施行することといたしております。

なお、参考資料といたしましては、資料の1の70ページを御参照願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔病院管理部長兼病院事務長(山内 義夫君) 降壇〕

○議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。

〔産業経済部長(山口 壽美君) 登壇〕

○産業経済部長(山口 壽美君) 議案第33号財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、財産を無償譲渡することについては、地方自治法第96条第1項、第6号の規定に基づき議会の議決を要するとなっております。

次のページをお開きください。

1、譲渡財産、建物、施設の名称、野菜直販施設。所在地、壱岐市芦辺町芦辺浦294番地ほかでございます。構造、鉄骨スレート葺平屋建て。床面積、307.08平米。

2、譲渡の相手方、壱岐市芦辺町芦辺浦80番地、芦辺浦会会長、田口弘。

3、譲渡の理由でございます。この施設につきましては、昭和57年県単事業で芦辺浦会名義の敷地に建設しておりましたが、地元管理者浦会から譲渡希望があり、耐用年数が経過し財産処分制限期間越えであることから施設の効率的活用を図るため譲渡するものでございます。

4、譲渡の時期、平成21年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第34号財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由、財産を無償譲渡することについては、地方自治法第96条第1項、第6号の規定に

基づき議会の議決を要するでございます。

次のページをお開きください。1、譲渡財産、建物、施設の名称、庄北部集落センター。所在地、壱岐市郷ノ浦町庄触1656番地2ほかでございます。構造、木造瓦葺平屋建て。床面積、90.95平米。土地につきましては壱岐市郷ノ浦町庄触字神田1622番地3、地目、宅地、85.12平米ほかでございます。

2、譲渡の相手方、壱岐市郷ノ浦町庄触字1178番地、庄触北部公民館館長、崎村政一。

3、譲渡の理由でございますが、昭和56年新農業構造改善事業で事業主体、郷ノ浦町で建設をいたしておりましたが、耐用年数が過ぎ、財産処分制限期間を超過いたしましたので、今回管理委託者へ施設の効率的活用を図るため譲渡するものでございます。

4、譲渡の時期、平成21年4月1日でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第35号財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由は、ごらんのとおりでございます。

次のページをお開きください。1、譲渡財産、建物、施設の名称、長峰東集落センター。所在地、壱岐市郷ノ浦長峰東触148番地1。構造、木造瓦葺平屋建て。床面積、85.71平米。

2、譲渡の相手方、壱岐市郷ノ浦町長峰触667番地、野志和公民館館長、長島勝秋。

3、譲渡の理由といたしましては、35号議案と同じで、昭和56年に新農業構造改善事業で建設した建物でございます。耐用年数が過ぎて財産処分制限期間を超過いたしましたので、今回管理委託者へ施設の効率的活用を図るため譲渡するものでございます。

4、譲渡の時期、平成21年4月1日でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第36号財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

次ページをお開きください。1、譲渡財産、建物、施設の名称、小牧集落センター。所在地、壱岐市郷ノ浦小牧西触501番地4。構造、木造瓦葺平屋建て。床面積、132.7平米。

2、譲渡の相手方、壱岐市郷ノ浦町小牧東触766番地、小牧東公民館・母ヶ浦公民館・森公民館・小牧公民館、代表館長、引地孝夫。

3、譲渡の理由、35号議案と同じで、昭和56年に新農業構造改善事業で建設したものであ

り、耐用年数が過ぎ、財産処分制限期間を経過いたしましたので、今回管理委託者へ施設の効率的活用を図るため譲渡するものであります。

4、譲渡の時期、平成21年4月1日でございます。

続きまして、議案第37号財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。1、譲渡財産、建物、施設の名称、渡良西集落センター。所在地、壱岐市郷ノ浦町渡良西触814番地1。構造、木造瓦葺平屋建て。床面積、112.6平米。

2、譲渡の相手方、壱岐市郷ノ浦町渡良西触598番地、渡良西触公民館館長、長岡信一。

3、譲渡の理由、これも同じく昭和56年度に新農業構造改善で事業を実施したものでございます。耐用年数が過ぎ、財産処分制限期間を経過いたしましたので、今回管理委託者へ施設の効率的活用を図るため譲渡するものでございます。

4、譲渡の時期につきましては、平成21年4月1日でございます。

続きまして、議案第38号財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、ごらんとおりでございます。

次ページをお開きください。1、譲渡財産、建物、施設の名称、柳田集落センター。所在地、壱岐市郷ノ浦柳田触228番地2。構造、木造瓦葺平屋建て。床面積、101.85平米。土地、壱岐市郷ノ浦町柳田触字山中228番2。地目、宅地、595.85平米。

2、譲渡の相手方、壱岐市郷ノ浦町柳田触376番地2、柳田触公民館館長、竹浦重弘。

3、譲渡の理由、これも同じく昭和56年度新農業構造改善事業で建設したものでございます。耐用年数が過ぎ、財産処分制限期間を経過いたしましたので、今回管理委託者へ施設の効率的活用を図るため譲渡するものでございます。

4、譲渡の時期、平成21年4月1日でございます。

続きまして、議案第39号財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。1、譲渡財産、建物、施設の名称、半城本村集落センター。所在地、壱岐市郷ノ浦半城本村触826番地2。構造、木造瓦葺平屋建て。床面積、122.55平

米。土地、壱岐市郷ノ浦町半城本村触字内野 8 2 6 番 2。地目、宅地、4 5 3. 3 8 平米。

2、譲渡の相手方、壱岐市郷ノ浦町半城本村触 1 2 1 7 番地、半城本村触公民館館長、長岡高市。

3、譲渡の理由でございます。これは昭和 5 7 年に新農業構造改善事業で建てた建物でございます。耐用年数が過ぎ、財産処分制限期間を経過いたしましたので、今回管理委託者へ施設の効率的活用を図るため譲渡するものでございます。

4、譲渡の時期といたしまして、平成 2 1 年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

[産業経済部長（山口 壽美君） 降壇]

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

[総務部長（小山田省三君） 登壇]

○総務部長（小山田省三君） 議案第 4 0 号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、壱岐高等職業訓練校。壱岐市郷ノ浦町田中触 1 2 1 2 番地 3、1 2 1 3 番地 5。

2、指定管理者となる団体、住所、壱岐市郷ノ浦町田中触 1 2 1 2 番地 3、1 2 1 3 番地 5。名称は壱岐高等職業訓練協会。代表者名は会長廣瀬守孝氏でございます。

3、指定の期間でございますが、平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの 3 年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐高等職業訓練校の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2、第 6 項の規定により議会の議決を要するものでございます。

なお、地方自治法第 2 4 4 条は公の施設の設置・管理及び廃止に関する規定となっております。

以上で、議案第 4 0 号についての説明を終わります。

次に、議案第 4 1 号壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、壱岐自動車教習所。壱岐市郷ノ浦町田中触 9 9 0 番地 1。

2、指定管理者となる団体、住所、佐世保市椎木町 3 2 0 番地。名称、株式会社共立自動車学校。代表者名は代表取締役、長島正氏でございます。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第41号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第42号壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

本日提出でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、壱岐市シーサイド小水浜。壱岐市郷ノ浦町渡良南触104番地地先及び渡良東触2903番地1。

2、指定管理者となる団体、住所、壱岐市郷ノ浦新田触492番地。名称、壱岐学友会。代表者名、会長、横山如貞。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

議案第43号壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

本日提出でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、壱岐市国民宿舎壱岐島荘。壱岐市勝本町立石西触101番地。

2、指定管理者となる団体、住所、壱岐市勝本町立石西触101番地。名称、財団法人壱岐市開発公社。代表者名、理事長末永健次。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成23年3月31日の2年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第44号マリソール壱岐の指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

本日提出でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、マリソール壱岐。壱岐市石田町印通寺浦471番地2。

2、指定管理者となる団体、住所、壱岐市石田町印通寺浦471番地2。名称、有限会社マリ

ンパル壱岐。代表者名、代表取締役、横山和生。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

議案第45号筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

本日提出でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、筒城浜ふれあい広場。壱岐市石田町立筒城仲触1856番地7ほか。

2、指定管理者となる団体、住所、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281番地6。名称、壱岐市観光協会。代表者名、会長田口靖人。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第46号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、御説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5、第1項の規定により本市内に新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第9条の5、第1項及び第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を要するためでございます。

この件につきましては、市道内海線道路改良工事に伴うものでございまして、公有水面の埋め立て竣工認可の申請を提出しておりましたが、本年2月に県より認可の決定通知がまいりましたので、壱岐市の土地として新たに登記するため、今回3地区を編入するものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。1、壱岐市芦辺町諸吉南触字真竹1070番4及び諸吉南触字真竹1075番地1に至る地先。面積75.28平方メートル。編入する区域、字真竹。

2、壱岐市芦辺町諸吉南触字真竹1075番1から字新浜田1533番2に隣接する、無番地に隣接する里道に至る地先。面積681.75平方メートル。編入する区域、字新浜ノ田。

3、壱岐市芦辺町諸吉南触字柏崎1628番1に至る地先。面積315.76平方メートル。

編入する区域が、字柏崎でございます。

次のページに位置図を添付をさせていただいておりますが、字図で1工区、2工区と書いておりますが、1工区が字真竹でございます。②と書いておりますのが新浜ノ田、次のページに3工区と書いておりますが、ここが字柏崎でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時49分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 議案第47号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、説明をいたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,501万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を246億4,437万8,000円とする。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

債務負担行為補正。第3条、債務負担行為の追加・変更は「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は「第4表地方債補正」による。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。「第2表繰越明許費」。国の1次・2次補正分を含めまして総額36億405万5,000円を繰り越すものでございます。お手元に配付をいたしております資料2をごらんいただきたいと思います。2ページでございます。繰越明許費の詳細をお示ししております。事業名、金額、繰り越しの理由、完成予定年月日を記載いたしております。

また5ページでは、国の1次補正・2次補正に係る分の事業内容、繰り越しの見込み額並びに工事の完成年月日等を記載いたしておりますので、あともってごらんをいただきたいと思います。

議案書に戻りまして予算書の6ページをお願いします。「第3表債務負担行為補正」。1追加、平成20年度農業経営基盤強化資金利子補給金、借入れ総額6,680万円。期間、平成21年度から平成35年度。限度額、102万9,000円に変更。一支国博物館情報システム事業費3,477万6,000円。補正後の期間を26年度とするものでございます。

予算書の46ページをお開き願います。債務負担行為の当該年度以降の支出予定額に関する調書をつけております。農業経営基盤強化資金の利子補給金でございます。平成21年度から平成35年度までの分でございます。県の補助金を2分の1受け、一般財源でその2分の1を負担するものでございます。

また予算書の7ページにお戻り願いたいと思います。

「第4表地方債補正」。1変更、起債の変更でございますが、一般工業事業債から8ページ災害復旧事業債まで、事業費の確定による限度額の追加・減額変更を行っております。

12ページをお開き願います。2歳入、12款分担金及び負担金、1項負担金でございます。1目農林水産業費負担金といたしまして農業費分担金、県営ため池整備事業地元分担金といたしまして黒木地区、皆越地区の両地区の分担金179万3,000円を追加いたしております。

次に、災害復旧費分担金でございます。これは、農地災害復旧費の受益者分担金を額の確定により減額いたしております。

なお、申し遅れましたが歳入歳出とも事業費の確定による減額をいたしております。追加分のみについての説明をいたします。

次に、負担金でございます。民生費負担金、老人福祉費負担金といたしまして介護事業負担金。これは老人ホーム入所者の介護収入の追加によるものでございます。209万9,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。1目民生費国庫負担金で3節生活保護費負担金といたしまして、生活保護費負担金過年度精算分でございます。1,222万4,000円。

次に14ページをお開き願います。2項国庫補助金、3目農林水産業費国庫補助金でございます。水産業費補助金といたしまして、地域水産物供給基盤整備事業費補助金856万5,000円。これは八幡浦地区の漁礁設置事業費の50%を受け入れるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金では1節社会福祉負担金といたしまして、後期高齢者医療保健基盤安定負担金といたしまして、後期高齢者医療に一般会計から繰り出しをいたします4分の3相当額を県から受け入れるものでございます。

次に16ページをお開き願います。

水産業費補助金といたしまして、先ほどの漁礁でございますが、地域水産物といたしまして県からその3分の1を受け入れるものでございます。

次に7目災害復旧費県補助金でございます。農地及び農業用施設災害復旧費補助金といたしまして、増工申請による補助率のアップによる追加分1,792万2,000円を計上いたしております。

次に、20ページをお開き願います。3歳出、1項総務管理費、1目一般管理費、需要費といたしまして印刷製本費380万円をお願いいたしております。例規集追録費の不足による追加で

ございます。

また3目財政管理費でございます。25節積立金、財政調整基金の積み立てを1億1,700万円お願いいたしております。

次に2項徴税費でございます。19節負担金及び交付金で返還金としまして580万円。誤課税による返還金でございます。これは地方税法348条4の規定で中小企業団体の組織に関する法律による組合が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては固定資産税を課税することができないとなっております。これの誤課税を2件いたしております。壱岐海運業組合では昭和56年から、協業組合壱岐車検センターでは平成5年度から誤課税をしております。これに伴います返還金が壱岐海運業協同組合は550万3,010円、協業組合壱岐車検センターが57万1,800円。返還金総額が607万4,810円でございます。

また、今回、予算の要求はいたしておりませんが、還付金といたしまして平成15年から19年度に係るぶんでございますが、壱岐海運業組合におきましては38万7,800円、協業組合が15年から19年に係るぶんが14万7,900円。還付金並びに返還金2件で総額で661万510円の返還をするものでございます。

次に24ページをお願いいたします。1項社会福祉費、7目後期高齢者医療費でございます。28節繰り出し金といたしまして、後期高齢者医療費特別会計繰り出し金保健基盤安定分でございます。歳入で説明しましたように県から4分の3を受け入れ、市が義務負担として4分の1をあわせまして1,080万3,000円の繰り出しをするものでございます。

次に、3項生活保護費でございます。扶助費の減額でございます。これも不用額による減額でございます。1億700万円の減額でございます。主なものは医療扶助費の1億円の減額でございます。

次に27ページをお願いいたします。4款衛生費、4目病院費、病院事業会計の28節繰り出し金500万円の追加でございます。これは市民病院医師公舎、医療機器の購入に係る分について前回病院事業債で借り入れるようにいたしておりましたのを、有利な過疎債の借入れに変更をいたしましたので、その繰り出し分を追加をするものでございます。

次に31ページをお開き願います。5款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費でございます。19節負担金補助及び交付金で中小漁業関連資金融通円滑化事業でございます。42万7,000円。これは漁業者が債務整理をし、長期かつ低利で資金の借入れができるよう信用基金協会に特別準備金として積み立てを行うものでございます。

次に39ページをお願いいたします。9款教育費、5項社会教育費でございます。19節負担金でございます。まちづくり支援総合事業46万6,000円。壱岐市景観資産助成事業において芦辺町の長嶋家の住宅の改修を現在しているところでございます。屋根の修理部分が追加にな

りまして、その助成を行うものでございます。70万円の3分の2を助成するものでございます。なお、3分の1は県からまちづくり支援総合事業として歳入を受け入れております。

次に40ページでございます。11款公債費、1項公債費で地方債の繰り上げ償還を4,203万3,000円計画をいたしております。平成6年から8年に借入れをいたしております地域総合整備資金の貸付金5件を繰り上げ償還をするものでございます。

次に43ページをお願いします。給与費明細書でございます。特別職の比較の欄でございます。職員数その他44人の減。これは北部海区選挙等による委員報酬を減額したものでございます。また、今回追加といたしまして航路対策で8万円の追加。並びに選挙以外では交通指導員の61万5,000円の減額をいたしております。

次に、一般職の増減につきましては45ページに記載のとおりでございます。

次に最終ページ、48ページをお願いします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。20年度末の現在高の見込みが278億5,554万6,000円でございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

なお、平成20年度の交付金の決定及び地方債の限度額との変更が生じた場合、専決予算をお願いしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内保健環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 議案第48号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をいたします。

予算書の1ページをお開き願います。平成20年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,771万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,022万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本日の提出でございます。

まず、今回の補正の主な理由でございますが、保険税については12月末の調定額により再計算を行ったことによりまして、国庫負担金・県負担金等の変更申請を行いまして、さらに拠出金等の確定により財源調整を行ったための補正でございます。

次に8ページをお願いいたします。歳入について説明をいたします。1款国民健康保険税につきましては、12月末の調定によりまして合計2,142万4,000円の増額をいたしております。

2款につきましては、特定健康診査等の自己負担金を医療機関での徴収としたため全額を減額いたしております。

4款国庫支出金、5款県支出金につきましては、それぞれ変更申請等により減額補正をいたしております。

10ページをお願いいたします。8款の共同事業交付金につきましては、事業対象となる診療の確定によりまして約4,000万円の増額となっております。

10款、1項一般会計繰入金につきましては、確定により3,734万5,000円の減となっており、同じく2項基金繰入金につきましては、財源不足を補てんするため6,200万円を基金から繰り入れることにいたしております。

12ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、2款1項療養諸費につきましては、歳入補正に伴う財源の調整でございます。

2款2項の高額療養費につきましては、1,000万円の不足の見込みでございますので、増額をお願いいたしております。

6款1項介護納付金につきましては、歳入の補正に伴う財源の調整でございます。

それから、7款共同事業拠出金でございますが、額の確定によりまして減額補正をお願いいたしております。

次、14ページをお願いいたします。8款の保険事業費につきましては、検診の受診者が予定より少なかったということで減額をお願いするものでございます。

以上で、議案第48号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第49号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,494万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,330万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する

ことができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

本日の提出でございます。次に4ページをお願いいたします。まず、今回の補正の主な理由でございますけれども、平成20年度に取りまとめられました特別対策による保険料の軽減に係る分として、保険料及びそれに伴う広域連合納付金の減額、その分のシステム改修費用が20、21年度の2年間にわたるために繰り越しを行うこととあります。

第2表繰越明許費でございますが、軽減対策に伴うシステム改修業務について国庫補助を20年度末で受け入れ、国からの指示により、その業務そのものは2カ年継続、20、21となりますけれども、実施することになるため、397万7,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に8ページをお願いいたします。歳入について御説明をいたします。1款後期高齢者医療保険料でございますけれども、特別対策によりまして保険料の軽減が見直されたため、特別徴収分が大きく減額となっており、その一部について特別徴収から普通徴収への切りかえとなったために、9ページの説明のように普通徴収分は若干増加をいたしております。

それから2款につきましては、国保と同じように健診の自己負担金を医療機関での徴収となったために、全額を減額いたしております。

次、5款繰入金でございますが、保険料の軽減対策に伴う保健基盤安定繰入金の増加によるものでございます。

6款3項の受託事業収入につきましては、健診受診者が減ったためということでございます。

それから、7款1項の補助金はシステム改修分の国庫補助費でございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、1款総務費につきましては、右のページ、13節委託料で健康審査分について受診者の減による減額、それからシステム改修事業については新たな増額をいたしております。このシステム改修分につきましては、12月補正で173万円、総合計合わせて397万7,000円を国の指導によりまして21年度に繰り越すということにいたしております。

それから2款につきましては、軽減対策に伴う保険料分の広域連合納付金を減額するものでございます。

以上で、議案第49号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第50号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。平成20年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2,563万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,600万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出物でございます。

今回の補正の主な理由でございますけれども、先ほど議案第24号で御説明いたしました介護従事者処遇改善臨時特例交付金によりまして、介護保険臨時特例基金関係、それから介護給付費の増額並びに介護予防事業の利用者の減によるものでございます。

次に8ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、3款1項国庫負担金、それから4款支払い基金交付金、5款の県支出金、7款の繰入金につきましては、歳出の増減に伴いまして、それぞれ所要の変更が生じているものでございます。

それから2段目の3款2項国庫補助金については、臨時特例交付金の増でございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、2款1項の介護サービス諸費並びに3項の高額介護サービス費とも不足が見込まれますので、合わせて2,000万円でございますけれども、増額のお願いをするものでございます。

3款1項でございますけれども、介護予防事業費につきましては、当初の見込みより健診の受診者、それから特定高齢者の通所される方が伸びなかったということで減額をお願いするものでございます。

それから5款基金積立金でございますけれども、介護従事者処遇改善臨時特例交付金分の全額につきまして、介護保険臨時特例基金に積み立てるものでございます。

なお、この基金については、21年度から23年度の3年間で取り崩して使うということにいたしております。

以上で、議案第50号についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第51号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明を申し上げます。

平成20年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出それぞれ1,103万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ13億2,873万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補

正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。本日の提出でございます。

2ページ、3ページに歳入歳出予算補正の歳入の部と歳出の部を記載をいたしております。

4ページをお願いいたします。「第2表繰越明許費」、1款総務費で簡易水道施設改修工事、これは芦辺浄水場施設整備外3件で、5,869万2,000円、水道管布設がえ工事、沼津・柳田排水管布設がえ工事外1件で、852万3,000円、先ほど繰越明許費の明細にもありましたように、この2件は地域活性化交付金事業の分でございます。

続きまして、水道管布設がえ補償工事につきましては、市道八幡・芦辺線外5路線で1,400万円、合計8,121万5,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたしたいと思います。2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金で788万1,000円の減額は、過疎債の減額分によるものでございます。

6款諸収入、2項雑入で315万4,000円の減額は、工事補償金、市道並びに農道等の工事の水道補償金の減額を、それから建物災害共済金は、これは住吉地区の分でございます。増額をお願いをいたして、差し引き315万4,000円の減額となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたしたいと思います。3、歳出、1款総務費、2目施設管理費で785万4,000円の減額は、工事請負費の県道勝本・石田線の水道管布設がえ工事等の減額によるものでございます。

3款公債費、1項公債費では、268万1,000円の減額は、地方債利子の償還金の減額によるものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明を申し上げます。

平成20年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出それぞれ853万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億938万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰入明許費、第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。本日の提出でございます。

2ページ、3ページに、歳入歳出予算補正の歳入の部、歳出の部を記載いたしております。

4ページをお願いいたします。「第2表繰越明許費」、1款下水道事業費で公共下水道分でご

ございますが、6,480万円の繰り越しを、これはマンホールポンプ3カ所並びに管路等の配管工事の分でございます。

2款漁業集落排水整備事業費では、5,740万円の繰り越しをお願いするものでございまして、管路布設工事及び委託業務分でございます。合計1億2,220万をお願いいたします。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。2、歳入、2款使用料及び手数料で、1目下水道使用料で83万7,000円の減額は、漁業集落環境整備の供用開始の時期の変更により使用料の減額によるものでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金で929万5,000円の減額は、単独費減による繰入金の減額をお願いするものでございます。

7款諸収入、3項雑入で159万6,000円の増額は、消費税の還付金の増ということでお願いをいたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたしたいと思います。3歳出、2款漁業集落排水整備事業費、1項管理費で、1目一般管理費で150万円の減額、これは水洗便所等の改造資金の利子補給の減額によるものでございます。2目施設管理費で543万6,000円の減額は、需要費及び委託料の減額によるものでございます。

2款漁業集落排水整備事業費、2項施設整備費で160万円の減額は、水道管布設がえ補償工事の清算による減額をお願いするものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 議案第53号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

平成20年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ931万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,672万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正による。本日の提出でございます。

8ページをお願いします。歳入で、1款介護サービス収入、1項介護給付収入でございます。これにつきましては、施設の介護事業、施設介護事業短期入所介護事業の利用実績見込みによる収入増を見込んでおります。また、通所介護事業では、当初見込みより利用者の減少で収入減を

見込んでいるところでございます。

2 款の財産収入、1 項財産運用収入で利子及び配当金につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の利息積み立てを見込んでおります。

10 ページをお開き願います。歳出で、1 款介護サービス事業費、1 項施設介護サービス事業費でございますが、これは給与費につきましては、育児休業による減額の2名分相当でございます。それから賃金につきましては、育児休業等による代替賃金を見込んで計上させていただいております。

それから2 款の基金積立金、1 項基金積立金、1 目の財政調整基金積立金でございますが、これは利息積み立ての4,000 円でございます。

それから、施設整備基金積立金につきましては、基金利息が8 万1,000 円減で、元金積み立て、新規積み立てを1,000 万円、その合わせて9 9 1 万9,000 円を積み立て計上いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

〔病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 登壇〕

○病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 議案第54号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。

第2条では、収益的収入及び支出についての補正額を定めております。

第3条につきましては、資本的収入及び支出の予定額について、定めております。

第4条につきましては、企業債の限度額についての変更でございます。

次の2 ページをお願いいたします。5条につきましては、予算第8条、議会の議決を受けて流用する額の経費の金額について改めております。

続いて、4 ページをお開き願います。壱岐市病院事業会計補正予算の（第4号）の実施計画書でございますが、収益的収入及び支出で、支出といたしましては、1の給与費は、マイナスの4,852万5,000 円で、医師の確保及び看護師の確保ができなかった分についての減額でございます。

2の材料費の900万円の増額につきましては、手術の件数がふえた分の診療材料費の増額分でございます。

3目経費の620万円の増加につきましては、非常勤の医師の旅費交通費の増額と、機械と公舎の修繕料の増加分でございます。その下の資本的収入及び支出の収入でございますが、2項出資の1目一般会計の出資金と下の負担金の金額は組みかえをいたしております。一般会計の出

資金の8,190万円の減につきましては、一般会計の過疎債の分でございます、そちらのほうを一般会計の負担金のところに組みかえをいたしております。

3項企業債の2,050万円の減につきましては、12月のとき、医師公舎の建設を企業債で計画しておりましたけど、有利な過疎債に組みかえておりますので、それで減ということになっております。

4項負担金は、先ほど申しますように、一般会計の過疎債の分の計上をいたしております。

5ページが、資金計画書でございます。6ページが給与費明細書でございます。8ページ、9ページが予定の貸借対照表でございます。

10ページからが、かたばる病院事業の会計の補正（第4号）の実施計画書でございます。ここでは、外来収益の423万8,000円の増加は、外来患者さんの増でございます。その他の医業収益100万円の増につきましては、公衆衛生活動費、いわゆる一般健診の増でございます。

2項補助金523万8,000円の減につきましては、国庫補助金の確定による減でございます。

11ページからが資金計画書、そして、次の12ページからが予定貸借対照表でございます。よろしくお願いたします。

〔病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時55分とします。

午後2時45分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 議案第55号平成21年度壱岐市一般会計予算について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ236億4,100万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条、債務負担行為で、その内容は、「第2表債務負担行為」により説明します。第3条、地方債で、その内容は、「第3表地方債補正」により説明します。第4条、一時借入金、一時借入金の借入最高額は30億円と定めるものでございます。なお、前年度と同額でございます。第5条、歳出予算の流用、各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に定めるとおりでございます。本日の提出です。

6ページをお開き願います。「第2表債務負担行為」で平成21年度以降発生する債務負担行為が14件でございます。内容は記載のとおりでございます。「第3表地方債」で平成21年度借り入れるもので、限度額、起債の方法等、記載のとおりでございます。起債総額を49億6,110万円とするものでございます。

12ページをお開き願います。2歳入、1款市税、1項市民税9億2,127万3,000円、前年度比1,295万円の減額でございます。2項固定資産税10億684万円、前年度比6,831万6,000円の減額でございます。土地につきましては、地価の下落、家屋は評価がえに伴う経年減点による減額でございます。3項軽自動車税、現課税台数により計上をいたしております。4項市たばこ税、1億6,940万6,000円、20年度決算見込みの95%で計上をいたしております。入湯税につきましては、今年度の見込み額で計上をいたしております。都市計画税につきましては、滞納繰り越し分を20万円。

14ページをお開き願います。2款地方譲与税から、16ページ、次ページの9款地方特例交付金まで前年度の交付実績により計上をいたしております。

次に、10款地方交付税でございます。92億8,556万7,000円、普通交付税を87億8,556万7,000円、特別交付税につきましては昨年同額の5億円でございます。普通交付税につきましては、国の交付額は増額となっておりますが、本市の交付の増額は見込めないということで0.1%の増額で予算計上をしているところでございます。

次に、19ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金でございます。2項の負担金1億9,049万2,000円で対前年度比497万1,000円の減額でございます。これは児童福祉負担金の中の保育所入所負担金で1億838万8,000円計上いたしております。これが対前年度比628万6,000円の減額となっております。これは多子世帯の軽減による減によるもので、第3子の無料化によるものでございます。その2分の1は県より助成を受けておるところでございます。

次に、13款使用料及び手数料でございます。1項使用料、1目総務使用料でございます。市営駐車場の使用料といたしまして、さきの議案第17号で説明をいたしましたとおり、普通車区画4,500円から4,000円に変更となり、15万3,000円の減額計上でございます。

次に21ページをお願いします。3節行政財産使用料といたしまして386万4,000円、これは携帯電話の中継局の設置による使用料の増加でございます。

次に、2目民生使用料でございます。2節行政財産使用料といたしまして149万2,000円、これはシルバー人材センターの事務所使用料といたしまして120万円を追加計上しているところでございます。

次に、23ページをお開き願います。7目教育使用料でございます。1節幼稚園使用料、幼稚

園の授業料及び預かり保育料の増加によりまして、対前年度比しまして362万9,000円の増額となっております。

次に、25ページをお願いいたします。2項手数料でございます。3目農林水産業手数料、2節家畜診療等手数料でございます。1億6,661万円、対前年度比1,363万円の増加を計上いたしております。

次に、27ページをお願いいたします。14款国庫支出金でございます。2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金でございます。妊婦健診事業補助金といたしまして、今年度より少子化対策で健診回数を5回から14回に実施をいたします。その経費の2分の1を受け入れるものでございます。

次に、2節清掃費補助金でございます。循環型社会形成推進交付金7億1,569万7,000円でございます。これは歳出で説明をいたします。

次に、3目農林水産業費国庫補助金でございます。1節水産業費補助金といたしまして地域水産物供給基盤整備事業補助金といたしまして3億8,200円、八幡浦地区の特定漁港整備でございます。これにつきましても、また歳出で説明をいたします。

4目土木費国庫補助金でございます。2節住宅費補助金といたしまして、地域住宅交付金、上町、寺頭の新築、それから大久保団地の設計業務・用買、それから古城の外壁改修を計上いたしております。

次に、29ページをお願いいたします。6目教育費国庫補助金でございます。4節社会教育費補助金、まちづくり交付金事業の補助金8,400万円、今年が一支国関連の最終年でございます。一支国博物館の建設に5,960万円、一支国歴史発見に10万円、情報案内板に60万円、市道鶴亀中央線に1,460万円、展示館のリネラル事業で9,100万円の歳入をそれぞれ受け入れをいたしております。

次に、3項国庫委託金でございます。3目商工費委託金、地域ICT利活用モデル構築事業委託金といたしまして2,050万円、20年、21年度2カ年事業でICTを利用して壱岐の農家、漁家等に投資する出資者を募り、壱岐の幸サポーター制度を構築するもので、全額委託金を受け入れるものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。15款県支出金、4目教育費県負担金でございます。一支国博物館管理運営費負担金といたしまして2,320万円、債務負担分の2分の1県から委託金を受けるものでございます。

次の、しまごとプロジェクト推進事業負担金1,241万9,000円でございます。しまごと大学、しまづくり人材育成、しまごとプロジェクト情報発信等の経費の2分の1でございます。

次に、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。新市町合併支援特別交付金といたし

まして2,500万円、博物館システム構築で1,467万円、合わせて3,967万円の歳入を受け入れるものでございます。

なお、基金につきましては、昨年より実施をしております合併市町村振興基金の積み立てに充てるものでございます。20年度も5億円積み立てを現在しているところでございます。次年度も合わせて23年度までの計画で、上限が23億7,000万円でございますので、20億円以上の積み立てをしたいということで考えております。

次に、33ページをお願いいたします。4目農林水産業費補助金でございます。1節農業費補助金では、下から5段目になりますが、畜産環境総合整備統合補助金といたしまして、堆肥センター、それから死亡牛の保管施設整備に係る国・県の補助金を3億8,597万2,000円を計上いたしております。3節水産業費補助金でございます。地域水産物供給基盤整備事業補助金といたしまして、一般分でございます。諸津竹ノ浦防波堤、それから湯ノ本漁港の物揚場の補助金で2億8,665万円を計上いたしております。

次に、35ページをお願いいたします。3項県委託金でございます。1目総務費委託金といたしまして、3節選挙費委託金で衆議院議員の総選挙費の委託金で1,971万4,000円、任期満了によります長崎県知事選挙の委託金1,831万7,000円を計上いたしております。

次に、39ページをお開き願います。18款繰入金でございます。2項基金繰入金といたしまして、1節財政調整基金を1億円、2節減債基金を7,000万円、3節地域振興基金を5,000万円、地域振興基金につきましては、一支国博物館の建設事業に財源を充当をいたしております。

次に、4節栽培漁業基金、1,500万円、これはあわび種苗センターの運営費に財源充当をするものでございます。5節沿岸漁業振興基金の繰入金3,000万円、繰入先が漁業者育成事業で400万円、漁場監視船対策で1,300万円、漁場再生交付金に1,300万円それぞれ基金充当をいたしております。

次に、6節松永記念館基金でございます。これにつきましては、松永記念館の電車の改修費用として、この基金を充当するものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。市債でございます。市債総額が今年度予算額49億6,110万円、前年度と比較をいたしまして24億4,890万円の増加となっております。これにつきましては焼却場関連経費に財源を充当しているものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。3歳出、お手元に資料3、平成21年度当初予算概要をお配りをいたしております。3ページから21年度の予算主要事業を掲載いたしておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。常任特別委員会の所管事項調査の経費、それから議会だより発行の経費、その他議会運営に係る

諸経費を計上いたしております。1億6,892万6,000円でございます。対前年度比2,721万9,000円の減額となっております。これは報酬等に係る分の減額でございます。

次に、55ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費でございます。25節積立金といたしまして、先ほど歳入のところで説明をいたしましたけれども、合併振興基金の積立金、平成20年から始めております。23年度までの今年が2年目になるわけでございます。5億円の積み立てを予定いたしております。これは合併特例債を95%借り入れ、合併支援交付金を残りの5%で基金を積み立てるものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。6目企画費でございます。19節負担金、長崎県離島航空路線再生947万7,000円、さきの市長の行政報告でもありましたけれども、今年度より5年間、県と関係市、五島、対馬、壱岐で、ORCに補助をするものでございまして、負担金が500万円、利用率不足分が447万円、しめて947万7,000円の助成をするものでございます。

次に、69ページをお願いします。賦課徴収費でございます。8報償費で納税報奨金でございます。1,995万円、支給方法を改めまして、収納率93%未満の組織に対しても報奨金を交付するようにいたしております。

次に、73ページをお願いいたします。4項選挙費でございます。3目衆議院議員の選挙費1,971万4,000円、4目市議会議員の選挙費でございます。任期満了に伴います市議会議員の選挙費2,348万1,000円を計上いたしております。

次に、5目でございます。任期満了に伴います長崎県知事の選挙費1,831万7,000円を計上をいたしております。

次に、78ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費で少子化対策といたしまして、今年度より新規事業で乳幼児福祉医療費の無料化といたしまして1,200万円を計上いたしております。予算書では、85ページの上から8行になります。乳幼児母子寡婦福祉医療費といたしまして4,800万円、通常の福祉医療に係る分が3,600万円、今度のゼロ歳から3歳児に係ります、無料化に係る分が1,200万円、しめて4,800万円計上してるところでございます。

また、1目社会福祉総務費におきましては、身体障害者対策として、訪問入浴サービス、自立支援、住宅改造、福祉医療、障害児の通園デイサービス等の経費をそれぞれ計上いたしております。

次に、89ページをお願いいたします。3目老人福祉費、議案第22号で説明がありましたように、敬老祝い金を節目支給といたしております。77歳喜寿が5,000円、88歳米寿が1万円、90歳卒寿を1万円、なお、今年度は経過措置分といたしまして680万円、78歳か

ら80歳の方でございます。合わせまして、1,195万円を計上いたしております。これは予算書は89ページ、8節報償費でございます。敬老祝い金でございます。また、老人対策といたしまして、外出支援、寝具乾燥、配食等のサービス事業、老人クラブの地区また県のスポーツ大会の助成、老人クラブまたシルバー人材センターの活動補助金等をそれぞれ計上いたしております。

次に、96ページをお願いいたします。2項児童福祉費でございます。少子化対策といたしまして、地域子育て支援拠点事業を広場型から事業拡大を図り、センター型で実施をいたします。事業概要でございますが、子育ての環境が大きく変化をし、母親は育児に対して不安を抱えており、そのサポート、専門的な支援活動を実施するものでございます。事業費を748万4,000円、3分の2の助成を受けるものでございます。

また、99ページの13節委託料放課後児童クラブ等育成支援等事業516万9,000円でございます。これも少子化対策でございます。既存の施設が3施設ありまして、今年度より「箱崎GOGOクラブ教室」への委託を新たに実施するわけでございます。少子化対策の充実を図るということでございます。

次に、111ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。13節母子保健検診の委託料といたしまして、妊婦検診、先ほど歳入でも説明をいたしましたけれども、5回から14回への充実を図り、国より2分の1の助成を受けるものでございまして、2,325万円を計上いたしております。総額は2,514万6,000円でございますが、これには乳児検診とか精密検査、新生児の聴覚検査とかが含まれているところでございます。1目保健衛生総務費におきましては、検診事業、食改事業等をそれぞれ計上いたしております。

同じページ、2目予防費でございます。13節委託料でインフルエンザ予防接種委託料といたしまして、定期接種分、これは高齢者に係る分でございます。1,400円から1,500円、100円アップ、幼児につきましては700円を50円アップ、これは2回分になりますので、1回につき100円アップになろうかと思っております。それぞれ増額で計上いたしてるところでございます。このほかに予防接種には、ポリオとか乳幼児の3種とか、こういったものが予算の総額には含まれてるところでございます。

次に、114ページをお願いいたします。4目病院費でございます。市民病院に乗り合いタクシーの運行経費を計上いたしております。予算書では13委託料163万9,000円になります。志原登山口バス停と柳田バス停から市民病院まで、朝1便のみの無料専用車両の運行を行うようにいたしております。また、市民病院の改革プランを策定いたしているところでございますが、医師確保、経営形態について、結論に達してない状況であります。外部委員の委員報酬、それか

ら、医師による改革委員会を設置し、さらに改革業務を委託するものでございます。予算計上は1節報酬で14万2,000円、9節旅費費用弁償といたしまして183万円、それから委託料でございますが、420万円計上をいたしております。

次に、117ページをお開き願います。2項清掃費でございます。1目清掃総務費におきましては、19節補助金といたしまして、地域振興事業3,000万円、これは坪地区の公民館建設補助をするものでございます。

次に、123ページをお願いします。5目廃棄物処理施設整備事業費でございます。資料をご覧くださいと思います。資料5ページ、6ページに記載をいたしております。エネルギー回収推進施設整備事業でございます。焼却場の建設等の予算を計上いたしております。処理能力が26トン、16時間運転でございます。13トンの2炉という形になろうかと思っております。8ページでございます。マテリアルリサイクル推進施設整備事業でございます。リサイクルセンターでございます。処理能力3.6トン、5時間。

それから最終処分場でございます。最終処分場と有機性廃棄物のリサイクル推進施設でございます。この中で、汚泥再生処理センターに係る、これが国の交付金が2分の1でございます。あと3施設については3分の1の交付金でございます。また、汚泥再生処理センターは23年度完成を予定といたしております。あとの3施設につきましては、22年度完成ということで予定をしているところでございます。

次に、131ページになります。強い農業づくり交付金事業といたしまして3,194万5,000円、事業概要でございます。芦辺町の湯岳生産組合の経営安定化を図るため、特定農業団体といたしまして初めて取り組むアスパラハウス57.6アールの助成をするものでございます。また、農業関係につきましては、昨年に引き続き農業振興経費をそれぞれ計上いたしておりますので、あともってご覧をいただきたいと思います。

次に、130ページ4目畜産業費でございます。これも資料には記載をいたしておりますが、畜産環境総合整備統合補助金といたしまして、堆肥センター建設の事業を予定いたしております。また、死亡獣畜処理センターの事業も計上いたしております。この2つにつきましては、財源としては、国・県の補助を受けまして、過疎債を充当をし、本年完成を目指してるところでございます。堆肥センターにつきましては、総合的な畜産経営の環境整備に伴う家畜排出物の地域リサイクルシステムの構築をし、畜産の総合的な発展を図るということで事業目的をいたしております。また、製品化された完熟堆肥を耕地に還元することで地力向上が図られ農業振興にも寄与するものであります。また、死亡獣畜でございますが、今埋葬をしてるわけですが、壱岐市で管理する用地が少なくなり、再整備が急務となっております。新たな死亡獣の処理施設の整備に当たって、環境面の配慮が重要であるので、従来の埋却方式を改め、島外の化製場での処理方

式を採用するため、冷凍保管施設の整備を行うものでございます。

次に、134ページをお願いいたします。5目農地費につきましては、資料により説明をいたします。

ふるさと振興基盤整備事業といたしまして、壱岐地区の耕作道の舗装工事と、それから22年以降の採択でございます唐松、原島地区の計画書作成業務委託を予定いたしております。唐松につきましては、用排水路でございます。原島につきましては排水路工事でございます。

次に、ふるさと農道緊急整備事業でございます。亀松、雨ノ神、それから小牧地区でございます。小牧につきましては、今年度が最終年度となっております。

次に、県営圃場整備事業でございます。原田地区、これが21年度工事完成予定でございます。次の刈田院地区でございますが、21年度新規事業として着手をいたしまして、26年度の完成を予定いたしてるところでございます。

次に、144ページをお願いします。2目水産業振興費でございます。これ資料もあわせてご覧いただきたいと思っております。漁村再生交付金事業といたしまして、これは継続事業でございます。21年度完成でございます。漁業栽培センターの消波施設、外溝舗装工事を1億603万円計上いたしております。また、漁業者育成といたしまして、海技免許一、二級並びに無線免許取得の講習料の助成446万円、それから新世紀水産業育成事業補助金といたしまして、漁船監視船機器でございます。これは郷ノ浦漁協並びに勝本漁協でございます。それから出荷調整用冷蔵庫が東部漁協でございます。荷さばき所のフォークリフトが箱崎漁港、それから小型定置船が勝本漁港に係る分でございます。

次に、予算書152ページをお願いします。2目商工振興費でございます。地域ICT利活用モデル構築事業といたしまして、20年、21年度、国よりの全額助成を受けてシステム開発事業調査分析を行うものでございます。予算書では、13節委託料の2件でございます。この目的といたしましては、昨年も報告しましたように、壱岐市と商工会、農協、漁協が連携して壱岐の幸サポーター制度を開設するものでございます。

次に、159ページをお願いいたします。4目の観光費でございます。子ども農産漁村交流プロジェクト事業300万円、これは20年度から総務省、文部科学省、農林水産省の3省連携事業として始まった「子ども農産漁村交流プロジェクト事業」に、壱岐がモデル事業として採択をされております。壱岐体験型観光受入協議会と共同で、壱岐市で交流人口の拡大を図るものでございます。

次に、160ページ7款土木費でございます。資料で説明をいたします。2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費でございます。補助事業といたしまして、綿打線、八幡芦辺線、これは継続になります。また単独事業といたしまして、環境関連地域振興事業、記載の6事業をいたす

ようにいたしております。また、起債事業につきましては、11路線、辺地、過疎、地方特定道路の起債で、それぞれの事業を実施するものでございます。

次に、3項河川費でございます。2目急傾斜地崩壊対策事業でございます。宇土地区、小崎地区、小崎が本年度完成予定でございます。本町、勝本の3地区を計上いたしてるところでございます。

次に、5項都市計画費でございます。4目土地区画整理費でございます。10路線、まちづくり交付金事業としまして、郷ノ浦地区並びに原の辻関連の市道鶴亀中央線を実施をするところでございます。

次に、7項住宅費でございます。2目住宅建設費で、上町8戸の新築、それから寺頭の16戸の新築、大久保団地の設計並びに用地購入、それから古城団地の3棟の外壁改修でございます。これは現在まで全部で4棟ございますが、3棟を本年やりまして、外壁改修が完了するものでございます。また、火災報知機につきましては、20年、21年度で設置予定といたしてございまして、21年度完了予定となるものでございます。

次に、8款消防費でございます。3目消防施設費で、防火水槽の新設工事といたしまして5基、郷ノ浦地区に1基、勝本地区2基、芦辺地区2基でございます。小型動力ポンプ4台購入につきましては、郷ノ浦地区に導入するものでございます。消防格納庫建設につきましては、郷ノ浦地区の第7分団第2部、それから芦辺地区の第2分団にそれぞれ建設をするものでございます。

次に、191ページ9款教育費でございます。2項小学校費、1目学校管理費、耐震診断調査委託といたしまして3,553万円を計上いたしてしております。これは2次の診断でございまして、石田小学校、勝本小学校、霞翠小学校、盈科小学校、芦辺小学校、渡良小学校、沼津小学校の7校の2次診断をするものでございます。1次診断が優先順位でございまして、2次が耐震度の調査になるわけでございます。また、耐力度調査といたしまして、原島の屋内運動場の調査も実施をするところでございます。

また、195ページ3項中学校費でございます。1目学校管理費耐震審査といたしまして、2次審査を3校、武生水、田河、石田の校舎の2次を予定いたしてしております。

次に、209ページ5項社会教育費でございます。4目公民館費でございます。今年の10月21日、22日開催予定の長崎県公民館大会壱岐大会の負担金を300万円計上いたしてしております。

次に、217ページ6目文化財保護費でございます。5月22日に予定をされております「曾良翁の300年忌記念」事業補助金といたしまして145万円、それから6目文化財保護費におきましては、一支国博物館整備事業で9億2,225万円、原の辻遺跡保存整備事業といたしまして3億2,567万円、しまごとプロジェクト推進事業といたしまして3,196万円をそれぞれ

れ計上してるところでございます。

次に、221ページ7項学校給食費でございます。給食センターの建設測量設計業務委託1,300万円、測量設計地質調査に要する経費を計上いたしております。島内の中心部につくるといふことで、今進められているところで、予算をお願いしてるところでございます。

次に、222ページ11款公債費でございます。1項公債費、地方債の繰り上げ償還を1億5,742万1,000円を予定いたしております。これは平成10年に借り入れました地方債でございます。現在利率が3.92%でございます。借入先は勝本漁協でございます。平成31年度までの償還計画でございます。

次に、226ページ給与費明細書でございます。1、特別職、比較、702の増になっております。これは選挙に係るものでございまして、衆議院、市議、県知事に係る分が大半を占めてるところでございます。また、議員の報酬1,793万5,000円の減額につきましては、報酬の減額によるものでございます。また、その他の555万円の減額は、委託職員の7名の退職によるものでございます。

次に、228ページ一般職でございます。増減理由は記載のとおりでございます。また、給料及び職員手当の状況につきましては記載のとおりでございます。

次に、232ページから241ページまででございます。債務負担行為で当該年度以降の支出予定額に関する調書を記載いたしております。議決をいただいております債務負担行為の限度額を記載いたしております。

最終ページ、242ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。21年度末の現在高見込み額を298億3,832万円といたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほうお願い申し上げます。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内保健環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 議案第56号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について、説明をいたします。

予算書の1ページをお開き願います。平成21年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44億6,471万3,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,637万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条につきましては記載のとおりでございます。本日の提出でございまして、8ページをお願いいたします。

歳入についての説明に入りますけれども、その前に全体的予算内容について御説明をさせていただきます。平成21年度予算編成に当たり、保険給付費の増加に対しまして、保険税の収入は長引く不況の影響を受けて伸びておらないという状況でございます。そのため、税率のアップも検討いたしましたということでございますけれども、昨今の経済情勢では据え置かざるを得ないということでございまして、その分財政調整基金の取り崩しをしておりますので、翌年度以降について何らかの対策は必要ではなかろうかと考えております。

次に、21年度当初の被保険者数は約1万2,500人、それから世帯数は5,800で加入率は40%と見込んでおります。

それでは、歳入について説明をさせていただきます。初めに、1款1項国民保険税でございますが、1目一般被保険者分が本年度予算額8億8,653万2,000円、差し引きの1,293万2,000円の減でございます。2目退職被保険者分は4,571万4,000円で800万5,000円の増となっております。課税の体系が平成20年度から医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3本となっております。3月末に地方税法の改正予定があり、賦課限度額の介護につきましては、9万から10万円の1万円のアップとなる予定でございます。それから医療分給付費分、それから後期高齢者分の限度額については59万円と変更はあっておりません。が、今後、国保税条例の一部改正の必要が出てまいります。それから税率につきましては、現在確定申告中でございます。その後には算定できるものと考えております。

10ページをお願いいたします。4款の国庫支出金でございます。1項1目療養給付費等負担金は9億2,924万9,000円で、対前年度比1億942万7,000円の増でございます。今年度からでございますけれども、老人保健拠出金がなくなっておりますけれども、3つの負担金が増したための増ということでございます。それから4款国庫支出金、財政調整基金でございますけれども、普通調整交付金には5億4,200万円、特別調整交付金に300万円、合計5億4,500万円を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。2項県補助金でございますが、財政調整交付金として1億8,948万6,000円を見込んで計上いたしております。それから6款療養給付費交付金でございますが、退職者医療費分といたしまして、1億98万7,000円、7款前期高齢者交付金は7億3,286万5,000円を見込んでおります。8款は共同事業交付金でございます。1目

高額医療費共同事業交付金でございますが、これにつきましては、1件当たり80万円を超える分の合算額の59%が交付をされるということになっております。それから2目でございますけれども、保険財政共同安定化事業交付金でございますが、これは原則1件あたり30万円を超えて80万円までの合算に対して59%が交付されるということになっております。それから10款1項一般会計繰入金につきましては、合計2億5,156万8,000円を計上いたしております。

それから、14ページをお願いいたします。同じく10款2項基金繰入金ですが、先ほど御説明をいたしました通り、財源の不足を補うため、財政調整基金繰入金といたしまして1億円を取り崩すことを計上しております。

なお、これにより、基金の残高は4億7,500万円となる見込みでございます。

次に、18ページをお願いいたします。歳出について御説明をいたします。1款総務費でございますけれども、事務的な経費をそれぞれ計上しております。その中で13節システム改修費の550万円がございますけれども、これは国の制度の改正によりまして、高齢者国保の2割負担が21年3月31日までとなっておったわけでございますけれども、22年度末までの1年間延長になることと、それから特別徴収の年金引き落としのシステムが21年度から口座振替でも可能ということになるというような理由も含めまして、ソフトの改修が必要となりましたので、予算を計上しております。

それから、20ページをお願いいたします。2款保険給付費の1項療養諸費でございますが、1目被保険者分について24億2,400万円、2億5,700万円の増となっております。

次に、22ページをお願いいたします。2項高額療養費につきましては、1目2目とも増額して計上いたしております。

次に、2款4項、下から2段目、出産育児一時金でございますけれども、38万円の70人分を計上いたしております。

なお、この出産一時金につきましては、国の緊急少子化対策といたしまして、21年10月より42万円に引き上げられる予定になっておりますので、決まりましたら、その条例改正をお願いすることになります。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、24ページをお願いいたします。3款から6款につきましては、すべての保険者に共通するもので相互扶助助け合いの制度でございまして、金額はそれぞれ現時点で国が示した算定方法に基づいて計算をして計上させていただいております。1項後期高齢者支援金ですが、5億4,265万円、月額1人当たり4万3,251円が示されております。それから6款介護納付金につきましては40歳から64歳までの方の支援分でございますけれども、概算で1人当たり5万300円が示されておまして、2億2,573万3,000円を計上いたしております。

次に、26ページをお願いいたします。同じく、7款1項2目保険財政共同安定化事業でございますけれども、これは30万円から80万円が基本となっております、今年度は5億7,090万9,000円を計上いたしております。

それから、32ページをお願いいたします。給料明細でございますけれども、運営協議会に係るものでございまして、内容は記載のとおりでございます。

それから次に飛ばしまして、40ページから44ページでございますけれども、直営診療所がございまして、この直営診療所の施設に係る委託料とか管理費等の予算を計上いたしております。

以上で、議案56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案57号平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算について、説明をいたします。

1ページをお願いいたします。平成21年度壱岐市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,325万3,000円と定める。

それでは、8ページをお願いいたします。歳入について、全体的なことについて御説明をいたします。

本会計予算は実質20年3月の診療分が最後となっております。20年4月診療分からは後期高齢者医療に移行しておるわけでございますけれども、必要最低限の月おくれ請求分、それから返戻等に係る分、それから国・県の支払い基金からの交付金補助金の清算の関係で歳入歳出の予算を計上しております。

次に、12ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、2款医療諸費について、審査支払い手数料を含めまして、総額1,309万1,000円を計上いたしております。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第58号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。平成21年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億262万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。本日の提出でございまして、次に8ページをお願いいたします。

この予算につきましては、20年度がスタートでございます。本年で2年目ということになります。歳入についてでございますけれども、1款後期高齢者医療保険料は、ことし1億7,449万

5,000円を計上いたしております。昨年と比べた場合ですけれども、約4,800万円の減額となっておりますが、これについては、先ほど20年度補正予算の中でも御説明をいたしたと思えますけれども、国の保険料軽減対策によるものでございまして、税率は20年度と21年度の2年間は同一でございますけれども、所得割について7.8%、被保険者均等割りが4万2,400円となっております。また、平均被保険者数は5,500人、それから年金から差し引く分の特別徴収とそれ以外の普通徴収の割合でございますけれども、参考までに申し上げますと75%対25%となる予定でございます。

それから、4款1項一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、事務費の繰り入れで長崎県広域連合に納付する分と、それからその他一般事務費分合わせまして2,518万1,000円、それから保健基盤安定繰入金といたしまして、低所得者の保険料軽減分が現負担分の4分の3と合わせまして、1億15万9,000円を一般会計から繰り入れて、そのまま歳出で広域連合に納付するという予算になっております。

10ページをお願いいたします。6款3項の受託事業収入でございますけれども、検診事業などの広域連合からの受託分でございます。

それから、12ページをお願いいたします。1款総務費でございますけれども、これは事務的な経費を計上いたしております。それから2款は後期高齢者医療広域連合納付金でございます。2億8,891万8,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、保険料分1億7,449万5,000円、保険基盤安定分1億15万9,000円、共通経費として事務費負担分1,426万3,000円となっております。

以上で、議案第58号についての御説明を終わらせていただきます。

次に、議案第59号でございますけれども、平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について、御説明をいたします。

1ページ目をお開き頂きまして、平成21年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億2,173万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,371万1,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条につきましては、記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。歳入について御説明をいたします。1款介護保険料でございます。先ほど条例の一部改正でも説明をいたしましたが、21年度から23年度までの第4期介護

保険事業計画によりまして、若干のアップを見込んでおりまして、3億9,200万7,000円を計上いたしております。特別徴収、いわゆる年金から差し引く1号のほうは約9割、それから普通徴収のほうは約1割ということで見込んでおります。3款1項国庫負担金でございますが、これは歳出の2項2款に対応するもので、4億5,215万5,000円を計上いたしております。同じく、3款2項国庫補助金、1目調整交付金でございますけれども、2億4,110万4,000円として、通常は交付率5%のところでございますけれども、格差是正、それから後期高齢者の加入割合等で本年は9.28%の額を計上いたしております。それから4款支払い基金交付金でございますが、これにつきましては、支払い基金から交付されるものです。本年度の交付率は1%減の30%となっております。それから5款の県の支出金でございますが、1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、それから在宅分が12.5%の負担となっております。3億9,222万9,000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。7款1項一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、介護給付費、介護予防費、それから包括、任意分、それと事務費分をそれぞれ一定のルールに基づいて計上いたしてるところでございます。

次に、2項基金繰入金につきましては、1目準備基金繰入金といたしまして、介護保険料の改定幅を抑えることと、それから今後の介護保険財政の安定した運営を考慮いたしまして、保険料の財源不足分として、3年間になりますけれども、8,570万円を繰り入れる予定といたしまして、2,613万9,000円を予算計上いたしております。

次の2項臨時特例基金繰入金につきましては、先ほど議案第24号で御説明をいたしましたが、20年度に国から交付された介護従事者の処遇改善を目的とした交付金を一たん基金に積み立てをいたしまして、今回一部取り崩すということによりまして、保険料の急激なアップを抑えるために599万円の予算となっております。

それから次、14ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項総務管理費でございますけれども、545万円を計上しております。本年は介護と医療の高額合算制度となる国の制度の改正がございます。そのためにシステム改修費といたしまして419万1,000円を予定しておりますので、その分が増額の主な分となっております。

次に、16ページをお願いいたします。2款介護給付費でございますが、1項介護サービス諸費といたしまして、今年度は25億4,589万1,000円、前年度比の9,189万1,000円の増額となっております。介護従事者の処遇改善分の3%アップ分とそれから利用者及び利用料の増によるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。2款3項高額介護サービス費でございますけれども、今年度は4,800万円を計上いたしておりますが、給付の増加に伴う増加でございます。それ

から3項地域支援事業でございますけれども、1項介護予防事業費といたしまして、5,020万6,000円を計上いたしております。これは要介護にならないようにするというための事業でございます。それから、予防教室健診、それから通所事業などを行うものでございます。

右のページの13節委託料でございますけれども、総額3,783万7,000円となっておりますが、この内容でございます。介護予防教室は社会福祉協議会への委託、それから生活機能評価判定につきましては、医師会へお願いしています。それから、特定高齢者通所事業につきましては、以前の生きがいデイ事業含めたもので、社協への委託ということでございます。

それから、20ページをお願いいたします。3款2項包括的支援事業・任意事業費でございますけれども、これは成年後見制度促進、それから権利擁護、相談事業とのことで3,655万7,000円を計上いたしております。13節委託料につきましては、相談事業関係で社協への委託でございます。それから4款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金の利子の積み立てでございます。5款公債費は借入金の利子でございます。

次に、36ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入について御説明をいたしますけれども、要支援1とそれから2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございまして、1款1項1目の居宅支援サービス計画費収入でございますけれども、20年度実績より算定をいたしまして、139万2,000円の増といたしております。

それから2款1項1目の一般会計繰入金でございますけれども、今年度は853万4,000円を計上いたしております。674万2,000円の減となっておりますけれども、これは歳入の増と社協からの派遣職員1名減によるものが主な原因の理由でございます。

それから、38ページをお願いいたします。歳出、1款総務費につきましては、これは事務的な経費でございますけれども、右のページの14節使用料及び賃借のOA機器借り上げ料でございますけれども、これは18年度に立ち上がりました地域包括支援センターの業務用機器の借り上げOA機器の継続分でございます。

それから、2款1項在宅介護支援事業でございますけれども、これについては、介護予防ケアプランに作成に係るものでございまして、その中の19節は社協からの派遣職員2名、それから民間からの派遣の主任ケアマネが1名の合計3名がおりますけれども、その人件費の分を計上させていただいております。

以上、議案第59号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を16時20分とします。

午後4時09分休憩

.....

午後4時20分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第60号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

平成21年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億5,997万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入額の最高額は3億円と定める。本日の提出でございます。

4ページをお願いいたします。「第2表地方債」、起債の目的、簡易水道事業債、限度額、1億2,170万円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。2歳入、2款使用料及び手数料で、本年度予算との比較といたしまして1,470万円の減額は、水道使用料の減額によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金で前年度比1億3,650万円の増額は、湯ノ本浦地区、石田簡水事業量の増によるものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金の前年対比1億1,784万2,000円の増額は、湯ノ本浦及び石田簡水の事業費の増によるものであります。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。6款諸収入、2項雑入で1,440万円の増となっておりますが、工事補償金ということで、市道八幡・芦辺外14路線の補償費の増となっております。

7款市債、1項市債で、前年度比7,200万円の減額となっておりますが、繰り上げ償還が最後の年になりまして、繰り上げ償還の債権の減によるものであります。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。3歳出、1款総務費、1目一般管理費で、149万6,000円の前年度比の増でございますが、人件費等などの一般管理費の増によるものであります。

14ページ、15ページをお願いします。2目施設管理費で前年度比3,500万9,000円

の増は工事請負費水道管布設がえ工事及び水量器取りかえ工事の増によるものであります。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。2款施設整備費、1項簡易水道施設整備費で、1目簡易水道施設整備事業費で前年度比2億8,445万7,000円の増は、先ほど歳入で申しあげましたように、湯ノ本浦地区、石田地区の事業費の増によるものであります。

なお、15節の工事内容につきましては、資料3の1番最後のページに簡易水道特別会計の欄に湯ノ本浦地区、石田地区の工事内容を記載いたしておりますので、後で御一読をいただきたいと思っております。

3款公債費、1項公債費で、元金の前年度比1億2,677万2,000円の減額は、先ほど申しあげましたが、繰り上げ償還の減によるものでございます。それから2目利子につきましても、前年度比1,288万円の減額は、地方債利子の償還額の減によるものであります。

続きまして、19ページから23ページは給与費の関係を記載いたしております。

最後のページ、24ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載いたしております。区分といたしまして、準公営企業債ということで38億8,750万円、残高の見込みを予定いたしております。

以上をもちまして、議案第60号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第61号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

平成21年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,488万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

3、債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担をする行為とすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入額の最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日の提出でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。「第2表債務負担行為」、平成21年

度水洗便所改造資金利子補給金借入総額を2,100万円、期間といたしまして、平成22年から平成26年まで、限度額、これは利息でございますが、132万7,000円と定める。

5ページです。「第3表地方債」、下水道事業債限度額3,970万円とする。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。2歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料で、下水道使用料で前年度との対比で744万5,000円の増額は、漁業集落環境整備の瀬戸浦地区の工事の完了に伴い、加入増により使用料の増を見越しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金で前年度比1億円の減額でございますが、公共下水道事業の事業費の減額によるものであります。

4款県支出金、1項県補助金で前年度比3,102万円の増額は、漁業集落環境整備事業の事業費増によるものであります。

5款繰入金1項一般会計繰入金で前年度比4,538万9,000円の減額は、公共下水道事業の事業費の減によるものです。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。7款諸収入、3項雑入、530万円の減額は、消費税の還付金の減によるものであります。

8款市債、1項市債で、前年度比4,970万円の減額は、公共下水道事業費の減額によるものです。

続きまして、歳出のほうを申し上げます。14ページ、15ページをお願いいたします。3歳出、1款下水道事業費、2目施設管理費335万6,000円の増額は、需要費、委託料、工事請負費等の増額によるものであります。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。1款下水道事業費、2項施設整備費で、1目施設整備費で前年度比2億939万6,000円の減は、公共下水道事業の減によるものです。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。1款下水道事業費、3項公債費で、1目元金411万8,000円の増額は、地方債償還金の増によるものです。

2款漁業集落排水整備事業費、2目施設管理費で48万9,000円ですが、これは一般管理費の分でございます。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。2款漁業集落排水整備事業費、2項施設整備費、1目施設整備、前年度比3,878万9,000円の増額は、漁業集落環境整備事業の事業の増によるものです。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。3項公債費で180万円の増額は地方債元金の償還金の増によるものです。

それから、25からページ29ページまでは給与費明細書を記載いたしております。

30ページに、債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書を記載いたしております。

最後のページ、32ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書、(1)下水道事業で11億6,598万7,000円、(2)漁業集落排水で7億9,890万9,000円、合計19億6,489万6,000円となっております。

以上で、議案第61号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 議案第62号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について、御説明いたします。

平成21年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は4億5,798万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

第3条は、歳入歳出予算の弾力条項について定めています。本日提出でございます。

8ページをお願いします。歳入でございますが、第1款介護サービス収入、1項介護給付費収入、これは施設介護事業短期入所介護事業、通所介護事業に係る事業収入を織り込み、4億2,538万4,000円を計上いたしております。

中央の2款財産収入、1項財産運用収入、利子及び配当金につきましては、財政調整基金と施設整備基金の預金利息でございます。

12ページをお開き願います。歳出で、1款介護サービス事業費、1項施設介護サービス事業費につきましては、経常的な運営経費を計上いたしております。事務費、介護費の経常的経費でございます。

16ページをお開き願います。2項短期入所介護サービス事業につきましては、これも経常的な運営経費590万4,000円を計上いたしております。3項通所介護サービス事業費でございますが、これも経常的な運営経費3,560万5,000円を計上いたしております。

20ページをお開き願います。2款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金につきましては、利息積み立てでございます。2目施設整備基金積立金の内56万9,000円は利息積み立てで、2,000万円は元金積み立てでございます。

3款公債費につきましては、元金、利子とも平成2年、3年の特養ホーム増床分、デイサービ

センターの新築分、それから合併浄化槽の整備に係る地方債でございまして、その償還金でございまして。平成22年度で償還完了予定でございまして。

以上でございまして。審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第63号平成21年度老岐市三島航路事業特別会計予算について、御説明をいたします。

平成21年度老岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は1億2,186万2,000円と定める。2項は記載のとおりでございまして。

第2条、一時借入金、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。本日の提出でございまして。

8ページをお開き願ひいたします。歳入について、説明をいたします。1款使用料及び手数料、1目船舶使用料でございましてけれども、今年は2,670万円計上いたしてございまして。これは利用者数が年々減少をしております傾向にございまして。

それから2款国庫支出金、3款県支出金につきましては、国・県の補助基準に沿って、それぞれ計上いたしてございまして。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は国・県の補助残及び補助対象外等について、計上をいたしてございまして。

10ページをお開き願ひいたします。歳出について説明をいたします。1款運行費、1項運行管理費の一般管理費でございましてけれども、これにつきましては、経常的な経費でございまして。本年度は、1報酬のところでは嘱託職員を一応2人見てございまして。2の給料のところでは、今年1年退職がございまして、ここが1名減となつて、トータルでは人数は変わらないということになります。

次に、12ページをお開き願ひいたします。27節公課費70万円でございますが、これは消費税納付金でございまして、簡易課税に基づくものでございまして。

2目業務管理費でございましてけれども、これも経常的なものでございましてけれども、11節需要費の修繕料1,528万5,000円でございますが、これは中間検査と合ドックに係る修繕料でございまして。

それから14節使用料及び賃借料でございましてけれども、これはドックに入ったとき、検査に入ったときに係る臨時船の借り上げでございまして。

それから2款公債費でございましてけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリー

の分、そして原島の待合所に係る公債費の償還分でございます。

15ページから19ページにかけては、給与費明細等でございますので、あともって、御一読をお願いいたしたいと思っております。

20ページをお開き願います。最後には地方債の当該年度末現在高の見込み額でございますけど、6,845万6,000円となっております。

以上で議案第63号についての説明を終わります。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第64号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成21年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,114万2,000円と定める。

2、歳入歳出の予算款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。本日提出でございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。歳入の使用料で737万8,000円対前年比減になっておりますが、内訳といたしましては、壱岐市の施設管理につきまして、全体的に使用料の減となっております。一部484万8,000円につきましては、受託事業収入として歳入増となっております。

それから、3款の繰入金でございますが、252万7,000円の増につきましては、芦辺町の九電工壱岐営業所の横の芦辺倉庫の増設を計画しております。理由といたしましては、従来JA田河支所の倉庫が空いておりましたので、無料で借用しておったわけでございますが、支所統廃合により借用ができなくなったので、増設をするようにいたしております。増設費用の480万円につきましては、一般会計の繰入金と減価償却金繰入金で対応するようにいたしております。

10ページをお開きください。先ほど申しましたように、受託事業収入といたしまして、使用料からこちらのほうに484万8,000円の増となっております。

続きまして、12ページ、13ページの歳出でございますが、275万1,000円の減でございます。それは使用料の減に伴うものでございます。支出の中では、賃金と需要費で、賃金につきましては、長期雇用者につきまして定年退職されましたので、その補充をしないということにいたしております。それから、あと需要費の減で経営をしていくという形にしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

〔病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 登壇〕

○病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 議案第65号平成21年度壱岐市病院事業会計予算について、御説明をいたします。

第2条では、業務の予定量について定めております。壱岐市民病院事業では、一般病床が120床、精神病床が70床、感染病床が4床、結核病床が6床の合計200床でございます。1日の平均患者数が入院患者では147人、外来患者数では350人を予定いたしております。

かたばる病院事業では、療養型病床数で昨年同様48床でございます。1日の平均患者数といましては、入院患者が46.5人、外来患者数が27人を予定いたしております。

第3条では、収益的収入及び支出について定めております。

続いて、2ページをお願いいたします。第4条では、資本的収入及び支出について定めております。特に括弧書きの、壱岐市民病院における資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,346万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをするということにいたしております。

続いて3ページ、5条では企業債について定めております。壱岐市民病院の機械備品の整備事業について、1,800万円の限度額ということで予定をいたしております。

第6条では、一時借入金で壱岐市民病院事業につきましては2億円、かたばる病院事業につきましては1億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用についてということで定めております。

第8条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について定めております。

また、4ページ、第9条につきましては、棚卸し資産購入の限度額について定めております。

続いて、6ページをお開き願います。市民病院会計予算実施計画書の説明書でございます。収益的収入、市民病院事業の収益は本年度が23億2,957万8,000円、前年度に対しましては6,249万6,000円の増となっております。

あと、医療収益のところから医療外収益それぞれ記載をしておりますので、お目を通していただきたいと思っております。

7ページは、支出で、本年度が25億4,542万3,000円、前年度に比べまして、5,448万5,000円の減となっております。減の主なところは、給与費が主な減でございます。給与費、材料費、経費、減価償却、資産減耗費等を記載いたしておりますので、お目を通していただきたいと思っております。

8ページでは、先ほどの続きでございますけど、研究研修費が2,350万円、医業外費用が9,945万1,000円でございます。主なところでは、支払い利息及び企業債の取り扱いの諸費が7,398万6,000円、繰り延べ勘定の償却が2,288万7,000円でございます。

特別損失の1,000万円は、過年度の損益修正損を計上させていただいております。

9ページからが資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、2項出資金で一般会計からの繰り入れの分ということで8,580万4,000円を計上いたしております。

3項企業債につきましては、1,800万円を予定いたしております。また、4項負担金1,800万円については、一般会計の負担金の過疎債の分でございます。

下の分が支出でございます。先ほどの収入を充てるのは1項建設改良費の1目固定資産の購入費3,967万4,000円につきましては、医療機械の備品の購入費でございます。内視鏡のシステムとか、検査機械とか、薬局用の分封機が主な備品の内容でございます。

3目施設整備事業150万円につきましては、医師公舎の下水道の工事費を予定いたしております。

続いて、10ページでございます。企業債償還金につきましては、1億6,286万円を予定いたしております。

11ページからが資金計画書でございます。そして12ページ以降が給与費明細書でございます。

飛ばしていただきまして、18ページが予定の貸借対照表でございます。

20ページ、21ページにつきましては、予定損益計算書でございます。

21ページの下から3行目の御説明を申し上げます。20年度の予定損益計算書では、当年度の純損失といたしましては、2億8,420万3,064円を予定いたしております。前年度の繰越欠損金といたしまして、13億9,300万2,736円で、合計で当年度末の未処理欠損金といたしまして16億7,720万5,800円の見込みでございます。

続いて、22ページからが予定貸借対照表でございます。かたばる病院事業会計の予算実施計画書の説明でございます。収益的収入は4億847万1,000円で、昨年度に比べまして791万1,000円の減となっております。あと入院収入、外来収入のところはお目を通していただきたいと思っております。

続いて、25ページが支出でございます。かたばる病院の事業の費用でございますけど、本年度が4億847万1,000円で、前年度に比較をいたしまして、791万1,000円の減といたしております。以下、給与費、材料費、経費等をそれぞれ記載をいたしておりますので、お目を通していただきたいと思っております。

続いて、29ページからがかたばる病院事業会計の資金計画書でございます。受入資金、支払

資金、そして差し引き、それぞれ記載をいたしております。

次のページが給与費明細書、34ページから予定貸借対照表、36ページに予定損益計算書をそれぞれ記載しておりますので、内容については省略をいたします。よろしく御審議のほうお願いいたします。

以上で説明を終わります。

〔病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算について、御説明を申し上げます。

第1条、平成21年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条ですが、給水戸数2,750戸、年間総給水量107万9,627立米、前年度比8万133立米の減になっております。1日平均給水量2,958立米、前年度対比219立米の減です。1日最大給水量3,697立米、前年度比275立米の減になっております。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、水道事業収益1億6,073万6,000円、支出、水道事業費用1億4,294万9,000円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定は、次のとおりとする。

収入、資本的収入630万5,000円、支出、資本的支出1億3,664万4,000円、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額、1億3,033万9,000円は当年度分消費税、資本的収支調整額及び損益勘定保留金、減債積立金、建設改良積立金から補てんをするものであります。

続きまして、2ページをお願いいたします。予定支出の経費の金額の流用、第5条で経費の金額の流用の文言を記載いたしております。

議会の議決を得なければ流用することができない経費、第6条（1）職員給与費1,532万9,000円。

棚卸し資産の購入限度額、第7条、棚卸し資産の購入限度額は267万円とする。本日の提出でございます。

4ページ、5ページに、21年度の会計予算実施計画書を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出を記載いたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。21年度会計予算資金計画を記載いたしております。

す。

それから、7ページから10ページまでは給与明細書関係を記載いたしております。

11ページをお願いいたします。平成20年度壱岐市水道事業予定の損益計算書を申し上げます。当該年度純利益765万9,186円、前年度繰越利益剰余金119万1,314円、当年度末未処分利益剰余金として、885万500円を見込んでおります。

続きまして、12ページ、13ページに平成20年度の貸借対照表の見込みを記載いたしております。

続きまして、14ページから15ページに平成21年度の事業予定の貸借対照表を記載いたしております。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。収益的収入及び支出で、収入、1款水道事業収益で1項営業収益で1目給水収益で200万円の減額は使用料の減額を見越しております。

それから、2項営業外収益の182万6,000円の増は一般会計負担金の償還利子及び消費税の還付金の増であります。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。支出の部でございますが、1款水道事業費用で421万9,000円の前年度比の差額が出ておりますが、主なものといたしましては、24ページ、25ページの4目減価償却費211万4,000円となっております。これは構築物及び機械及び装置の減価償却の減によるものであります。

続きまして、26ページをお願いいたします。2項営業外費用で247万3,000円の減額となっておりますが、1目支払い利息及び2目消費税、それから3項特別損失、の2目過年度損益修正損ということで、こういった欠損金等の減額によるものであります。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入で、1目工事負担金、前年度比1,195万8,000円の減額は排水管移転補償工事の減額によるものであります。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。支出、1款資本的支出で本年度と前年度の比較といたしまして、1,952万8,000円の減額は、2目配水設備拡張費の増が524万5,000円、これは配水設備拡張工事の増によるものであります。3目配水設備改良費で前年度比2,010万8,000円の減額、これは配水設備の中継ポンプ地の完了に伴う工事量の減によるものでございます。それから4目資産購入費で514万円の減額は20年度に中継ポンプ地の用地の買収が終わりましたので、その分が減額になっております。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、市長提出議案に対する説明が終わりました。

日程第65、陳情第1号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第65、陳情第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情を議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号については、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明に変えさせていただきます。

○議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。大変お疲れでした。

午後5時04分散会
